

官報号外 昭和三十八年六月十四日

○第四十三回衆議院会議録 第三十四号

昭和三十八年六月十四日(金曜日)

近畿圈整備法案(内閣提出)
日程第三 老人福祉法案(内閣提出)

日程第四 公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)

議事日程 第三十一号
昭和三十八年六月十四日
午後二時開議

第一 沿岸漁業等振興法案(内閣提出)

海外移住事業公法案(内閣提出)
公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)
金屬鉱業等安定臨時措置法案(内閣提出)

第二 新住宅市街地開発法案(内閣提出)

第三 老人福祉法案(内閣提出)

第四 公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件、公共

企業体等労働関係法の一部を改正する法律案、地方公営企業労

働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三条 この法律は、國民經濟の成

長発展及び社会生活の進歩向上に即応し、沿岸漁業等の生産性の向上、その従事者の福祉の増進その

他沿岸漁業等の近代化と合理化に關し必要な施策を講ずることにより、その発展を促進し、あわせて、沿岸漁業等の従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むこととを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「沿岸漁業」とは、次の各号に掲げる漁業をいふ。
一 政令で定める小型の漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行なう水産動植物の採捕の事業

七号等特別委員会を設置いたしたいと存じます。これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

日程第一 沿岸漁業等振興法案
(内閣提出)

ただいま議決せられました特別委員会の委員は追つて指名いたします。

○議長(清瀬一郎君) 日程第一、沿岸漁業等振興法案を議題といたします。

(内閣提出)

日程第一 沿岸漁業等振興法案

午後七時三十七分開議

○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

右 沿岸漁業等振興法案

国会に提出する。

昭和三十八年一月三十日

内閣総理大臣 池田 勇人

沿岸漁業等振興法

(目的)

第一条 国は、第一条の目的を達成するため、沿岸漁業等について、

次の各号に掲げる事項に関して、そ

の政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならぬ

を規定する。

二 沿岸漁業以外の漁業で、その

漁業に係る漁業生産活動の大部

分が政令で定める中小漁業者に

より行なわれているもの

(国の施策)

第二条 国は、第一条の目的を達成するため、沿岸漁業等について、

次の各号に掲げる事項に関して、そ

の政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならぬ

を規定する。

一 沿岸漁業

二 沿岸漁業以外の漁業で、その

漁業に係る漁業生産活動の大部

分が政令で定める中小漁業者に

より行なわれているもの

三 水産動植物の養殖の事業

この法律において「沿岸漁業等」

とは、次の各号に掲げる漁業をいふ。

一 水産資源の適正な利用、水産動植物の増殖等によつて、水産

資源の維持増大を図ること。

二 渔港の整備、漁場の整備及び開発、漁業技術の向上等によつて、生産性の向上を図ること。

三 経営規模の拡大、生産行程に

ついての協業化、生産性の高い漁業への転換、資本設備の高度

化等と漁場の利用の合理化によつて、経営の近代化を図ること。

四 水産業協同組合が行なう販売の事業の発達改善、水産物(加工水産物を含む。以下同じ。)の

保藏及び輸送の施設の整備、水

産物の取引の近代化、水産加工業の振興、水産物の生産及び流通の調整等によつて、水産物の

流通の合理化、加工及び需要の

増進並びに価格の安定を図ること。

官報(号外)

五 災害による損失の合理的な補てん等によつて、經營の安定を図ること。

六 教育、試験研究及び改良普及の事業の充実等によつて、近代的な沿岸漁業等の從事者としてふさわしい者の養成及び確保を図ること。

七 職業訓練及び職業紹介の事業の充実、漁村地方における農業、工業等の振興等によつて、沿岸漁業等の經營に係る家計の安定に資するとともに、沿岸漁業等の從事者及びその家族がその希望及び能力に従つて適当な職業に就くことができるようになると。

八 漁村における交通、衛生、文化等の環境の整備、生活改善、労働関係の近代化等によつて、沿岸漁業等の從事者の福祉の増進を図ること。

九 前項の施策は、地域の自然的經濟的社會的諸条件を考慮して講ずるものとする。
(地方公共団体の施策)

第四条 地方公共団体は、國の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第五条 政府は、第三条第一項の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならぬ。

二 政府は、第三条第一項の施策を講ずるにあたつては、必要な資金の融通の適正化を図らなければならぬ。

(沿岸漁業等の從事者等の努力の充実)
第六条 国及び地方公共団体は、第三条第一項及び第四条の施策を講ずるにあたつては、沿岸漁業等の從事者又は沿岸漁業等に関する団体がする自主的な努力を助長することを旨とするものとする。
(沿岸漁業等について講じた施策に関する年次報告書等)

第七条 政府は、毎年、国会に、政府が沿岸漁業等について講じた施策に関する報告書及び講じようとする施設を明らかにした文書を提出しなければならない。

(沿岸漁業の構造改善事業)

第八条 国は、沿岸漁業について、都道府県が構造改善事業に関する計画をたてこれに基づき構造改善事業が実施される場合に当該計画の樹立及び実施について助言及び助成を行なう等沿岸漁業に係る構造改善事業が総合的かつ効率的に行なわれるよう必要な援助等の措置を講ずるものとする。

一 生産性の高い漁業への転換及び漁場の利用関係の改善

二 魚礁の設置、養殖漁場の造成等生産基盤の整備及び開発

三 集團操業に係る先達漁船の建造、能率的な漁具及び漁ろう装備の設置等經營の近代化のための施設の導入

四 水産物の冷凍及び冷蔵のための共同利用施設、水産物共同加工

(沿岸漁業等の從事者等の努力の充実)
第六条 国及び地方公共団体は、第三条第一項及び第四条の施策を講ずるにあたつては、沿岸漁業等の從事者又は沿岸漁業等に関する団体がする自主的な努力を助長することを旨とするものとする。

五 その他の沿岸漁業の構造改善に關し必要な事項

六 (改良普及の事業に從事する職員等) 第九条 国は、第二条第二項第二号に該當する沿岸漁業等の業種でその業種に係る沿岸漁業等につき水産資源の利用、漁船及び漁具、漁用装置その他の設備、水産物の取引関係、労働環境等に關し改善を行なつてその振興を図る必要があると認められるものについて、当該改善に係る基本的事項を定めて公表するとともに、当該基本的事項に定めるところによりその改善を行なう等当該業種に係る中小企業者及びその者を直接又は間接の構成員とする団体に対し、必要な助言、指導及び資金の融通のあつせんを行なう等当該業種に係る沿岸漁業等の振興に關し必要な措置を講ずるものとする。

七 (中小漁業の振興) 第十条 国は、沿岸漁業等について、水産資源の維持増大、生産性の向上、水産物の利用及び加工についての技術の改良発達等を図るために、國の試験研究機関の行なう研究の事業を充実する等必要な措置を講ずるものとする。

八 (財政上の措置等) 第十一条 国は、沿岸漁業等について、水産資源の維持増大、生産性の向上、水産物の利用及び加工についての技術の改良発達等を図るために、國の試験研究機関の行なう研究の事業を充実する等必要な措置を講ずるものとする。

九 (農林大臣の権限) 第十二条 農林大臣は、この法律の施行に關する重要な事項について、中央漁業調整審議会の意見を聞くことができる。

○ 講長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事田口長治郎君。

〔田口長治郎君登壇〕
〔報告書は本号末尾に掲載〕

○ 田口長治郎君 大いに議題となりました沿岸漁業等振興法案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。本案は、零細な沿岸漁業及び經營の不安定なものが多い中小漁業の近代化と合理化をばかり、その發展とこれら漁業從事者の地位の向上をはかるため、國の基本的施策の方向を示すとともに、これにかかる重点施策について國の措置を定めようとするものであります。

○ 田口長治郎君登壇

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○ 田口長治郎君 大いに議題となりました沿岸漁業等振興法案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

○ 田口長治郎君登壇

ともに、これに係る重点施策として、沿岸漁業の構造改善、中小漁業の振興、沿岸漁業等に係る調査及び試験研究の事業の充実等についての措置を定める等の必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

官報(号外)

3

造改善事業の実施について、国は、助言、助成等の措置を講ずるものとし、中小漁業については、改善すべき基本的事項を定め、これが改善を行なう中小漁業者等に対し、国は、指導及び融資のあつせんを行なう等、必要な措置を講ずるものとしているのであります。

以上が本案の概要であります。が、本案と同様の法律案が第四十回国会において初めて政府から提出され、その後繰り返して審査されてきたのであります。が、第四十二回国会において廃案となつたため、あらためて本案が昭和三十八年一月三十日本国会に提出せられたのであります。

農林水産委員会におきましては、日本社会党議員提出にかかるこの種の法律案とともに、去る五月二十日以来四日間にわたって審査を行ない、この間参考人の意見を聞き、さらに小委員会を設置して審査を続ける等慎重な審査を行なつたのであります。

かくして、六月十二日において、小委員会における審査結果が報告され、引き続き質疑を終了いたしましたところ、九名の小委員全員により修正案が提出された次第であります。

そのおもな内容は、國の施策についてさらに具体的に追加規定すること、国会に漁業の動向に関する年次報告書を提出すること、沿岸漁業等振興審議会を設けること等であります。

本修正案について、内閣を代表して重政農林大臣から意見を聞いた後、討論に入り、日本社会党を代表して角屋委員から修正案及び修正部分を除く原案について賛成意見が述べられ、討論を終わり、それぞれ採決いたしましたと

ころ、全会一致をもつて本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、政府は、水産物の生産及び需要の長期見通しを策定し得るより努力することと、並びに価格の安定をはかるため総合的な施策を確立することに因して附帯決議を付すことに決しました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

【参照】

沿岸漁業等振興法案に対する修正案(委員会修正)

沿岸漁業等振興法案の一部を次のようにより修正する。

第三条第一項第一号中「水産動植物の増殖」の下に「漁場の効用の低下及び喪失の防止」を加える。

第三条第一項第八号を同項第十一号とし、同項第六号及び第七号をそれぞれ同項第九号及び第十号とし、同項第五号中「補てん等によつて、」の下に「再生産の阻害の防止及び」を加え、同号を同項第八号とし、同項第四号の次に次の三号を加える。

五 海外市場の開拓、輸出に係る引の秩序の確立等によつて、水産物の輸出の振興を図ること。

六 水産物の輸入によつてこれと競争関係にある水産物を生産する沿岸漁業等に重大な損害を与える又は与えるおそれがある場合を設けること等であります。

本修正案について、内閣を代表して重政農林大臣から意見を聞いた後、討論に入り、日本社会党を代表して角屋委員から修正案及び修正部分を除く原案について賛成意見が述べられ、討論を終わり、それぞれ採決いたしましたと

ころ、全会一致をもつて本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、政府は、水産物の生産及び需要の長期見通しを策定し得るより努力することと、並びに価格の安定をはかるため総合的な施策を確立することに因して附帯決議を付すことにして決しました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

第七条中「国会に、」の下に「漁業の動向に関する報告書並びに」を加える。

第八条第一項中「沿岸漁業について、都道府県が構造改善事業に関する計画をたてこれに基づき構造改善事業が実施される場合に当該計画の樹立及び実施について助言及び助成を行なう等を割り、「援助等」を助言、助成等」に改める。

第九条中「水産資源の利用、漁船及び漁具、漁ろう装置その他の設備、水産物の取引關係、労働環境等」を次に掲げる事項に改め、同条に第一号から第五号までとして次のように加える。

一 水産資源の利用に関する事項

二 漁船及び漁具、漁ろう装置その他の設備並びに水産物の保藏及び輸送の施設に関する事項

三 水産物の流通及び取引關係に関する事項

四 賃金等の労働条件その他の労働關係及び労働環境に関する事項

第五条 総理府に、附屬機関として必要事項

第十二条を次のように改める。

(設置)

第十三条 審議会は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮詢に応じ、この法律の施行に関する重要な事項を

第十六条 審議会の庶務は、水産庁長官官房において処理する。

(委任規定)

第十七条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、政令で定める。

(庶務)

第十八条 審議会の委員は、水産庁の任期は、漁業法第百四十四条の規定において準用する同法第十九十八条第一項の規定にかかるわらず、昭和三十九年三月三十一日までの間は「三十人」とあるのは「二十人」とする。

四 前項の規定による増員に伴つて任命された中央漁業調整審議会の委員の任期は、漁業法第百四十四条の規定において準用する同法第十九十八条第一項の規定にかかるわらず、昭和三十九年三月三十一日までの間は「二十人」とする。

五 前項の規定による増員に伴つて任命された中央漁業調整審議会の委員の任期は、漁業法第百四十四条の規定において準用する同法第十九十八条第一項の規定にかかるわらず、昭和三十九年三月三十一日までの間は「二十人」とする。

六 十九年三月三十一日までの間は、農政大臣に意見を述べることができる。

第十四条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

二 委員は、前条第一項に規定する事項に關し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

三 委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第十五条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるとときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第十六条 審議会の庶務は、水産庁長官官房において処理する。

(委任規定)

第十七条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、政令で定める。

(庶務)

第十八条 審議会の委員は、水産庁の任期は、漁業法第百四十四条の規定において準用する同法第十九十八条第一項の規定にかかるわらず、昭和三十九年三月三十一日までの間は「三十人」とあるのは「二十人」とする。

四 前項の規定による増員に伴つて任命された中央漁業調整審議会の委員の任期は、漁業法第百四十四条の規定において準用する同法第十九十八条第一項の規定にかかるわらず、昭和三十九年三月三十一日までの間は「二十人」とする。

五 前項の規定による増員に伴つて任命された中央漁業調整審議会の委員の任期は、漁業法第百四十四条の規定において準用する同法第十九十八条第一項の規定にかかるわらず、昭和三十九年三月三十一日までの間は「二十人」とする。

六 十九年三月三十一日までの間は、農政大臣に意見を述べることができる。

第十四条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

二 委員は、前条第一項に規定する事項に關し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

三 委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第十五条 審議会は、前条第一項の表中農政審議会の項の次に次のように加える。

二 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のようにより改正する。

第三条第一項の表中農政審議会の項の次に次のように加える。

○議長(清瀬一郎君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

四 本条の規定によりその権限に属せしめられれた事項を行なうこと。

五 動議を提出いたします。

六 日程第二 新住宅市街地開発法案(内閣提出)

七 ○草野一郎平君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、日程第一とともに、内閣提出
出、近畿圏整備法案を追加して開案を
括議題となし、委員長の報告を求める
その審議を進められることを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 草野一郎平君の
動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よつて、日程は追加せられま
した。

日程第二、新住宅市街地開発法案、
近畿圏整備法案、右両案を一括して議
題といたします。

日程第一、新住宅市街地開発法案、
近畿圏整備法案、右両案を一括して議
題といたします。

右両案を一括して議題といたします。

新住宅市街地開発法案

月次
昭和三十八年三月二十七日
内閣総理大臣 池田 勇人

新住宅市街地開発法

第一章 総則(第一条 第六条)

第二章 新住宅市街地開発事業

第一節 測量、調査及び事業用

地の取得等(第七条)

第二節 事業計画及び処分計画(第二十条)

第三節 造成施設等の処分等(第二十一条)

(第二十七条 第三十一条)

第四章 罰則(第五十二条 第六十六条)

第五章 雜則(第三十五条 第五十三条)

第六章 附則(第一条 第十一条)

附則(第一条 総則)

(目的)

第一条 この法律は、人口の集中の
著しい市街地の周辺の地域におけ

る住宅市街地の開発に関する事項について規定することにより、新住宅市街地開発事業の施行その他の必要な事項について規定することにより、健全な住宅市街地の開発及び住宅に困窮する国民のための居住環境の良好な住宅地の大規模な供給を図り、もつて国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「新住宅市街地開発事業」とは、この法律で定めるところに従つて行なわれる宅地の造成、造成された宅地の処分及び宅地とあわせて整備されるべき公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいふ。

第三条 この法律において「新住宅市街地開発事業」とは、この法律において「新住宅市街地開発事業」とは、施行者が行なう造成施設等のうち、公共施設及びその用に供する土地以外のものをいう。

第四条 この法律において「処分計画」とは、施行者が行なう造成施設等の処分に関する計画をいう。

第五条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、造成施設等のうち、公共施設及びその用に供する土地以外のものをいう。

第六条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、造成施設等のうち、公共施設及びその用に供する土地以外のものをいう。

第七条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、造成施設等のうち、公共施設及びその用に供する土地以外のものをいう。

第八条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、造成施設等のうち、公共施設及びその用に供する土地以外のものをいう。

第九条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、造成施設等のうち、公共施設及びその用に供する土地以外のものをいう。

第十条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、造成施設等のうち、公共施設及びその用に供する土地以外のものをいう。

第十一条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、造成施設等のうち、公共施設及びその用に供する土地以外のものをいう。

第十二条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、造成施設等のうち、公共施設及びその用に供する土地以外のものをいう。

第十三条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、造成施設等のうち、公共施設及びその用に供する土地以外のものをいう。

第十四条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、造成施設等のうち、公共施設及びその用に供する土地以外のものをいう。

第十五条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、造成施設等のうち、公共施設及びその用に供する土地以外のものをいう。

第十六条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、造成施設等のうち、公共施設及びその用に供する土地以外のものをいう。

第十七条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、造成施設等のうち、公共施設及びその用に供する土地以外のものをいう。

第十八条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、造成施設等のうち、公共施設及びその用に供する土地以外のものをいう。

居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう。

第八条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、新住宅市街地開発事業により造成された宅地その他の土地及び整備された公共施設その他の施設をいう。

第九条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、新住宅市街地開発事業により造成された宅地その他の土地及び整備された公共施設その他の施設をいう。

第十条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、新住宅市街地開発事業により造成された宅地その他の土地及び整備された公共施設その他の施設をいう。

第十一条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、新住宅市街地開発事業により造成された宅地その他の土地及び整備された公共施設その他の施設をいう。

第十二条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、新住宅市街地開発事業により造成された宅地その他の土地及び整備された公共施設その他の施設をいう。

第十三条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、新住宅市街地開発事業により造成された宅地その他の土地及び整備された公共施設その他の施設をいう。

第十四条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、新住宅市街地開発事業により造成された宅地その他の土地及び整備された公共施設その他の施設をいう。

第十五条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、新住宅市街地開発事業により造成された宅地その他の土地及び整備された公共施設その他の施設をいう。

第十六条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、新住宅市街地開発事業により造成された宅地その他の土地及び整備された公共施設その他の施設をいう。

第十七条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、新住宅市街地開発事業により造成された宅地その他の土地及び整備された公共施設その他の施設をいう。

第十八条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、新住宅市街地開発事業により造成された宅地その他の土地及び整備された公共施設その他の施設をいう。

第十九条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、新住宅市街地開発事業により造成された宅地その他の土地及び整備された公共施設その他の施設をいう。

第二十条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、新住宅市街地開発事業により造成された宅地その他の土地及び整備された公共施設その他の施設をいう。

第二十一条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、新住宅市街地開発事業により造成された宅地その他の土地及び整備された公共施設その他の施設をいう。

第二十二条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、新住宅市街地開発事業により造成された宅地その他の土地及び整備された公共施設その他の施設をいう。

第二十三条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、新住宅市街地開発事業により造成された宅地その他の土地及び整備された公共施設その他の施設をいう。

第二十四条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、新住宅市街地開発事業により造成された宅地その他の土地及び整備された公共施設その他の施設をいう。

第二十五条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、新住宅市街地開発事業により造成された宅地その他の土地及び整備された公共施設その他の施設をいう。

第二十六条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、新住宅市街地開発事業により造成された宅地その他の土地及び整備された公共施設その他の施設をいう。

第二十七条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、新住宅市街地開発事業により造成された宅地その他の土地及び整備された公共施設その他の施設をいう。

第二十八条 この法律において「新住宅市街地開発事業」等とは、新住宅市街地開発事業により造成された宅地その他の土地及び整備された公共施設その他の施設をいう。

立ち入らうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。
4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。
(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第八条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等(以下この条、次条及び第五十五条において「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリングに伴う障害物の伐除を行なうとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、新住宅市街地開発事業を施行しようとする者若しくは委任者は又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかる市町村長の許可を受け、たゞ、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、たゞ、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

(説明書等の携帯)

第九条 第七条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入らうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
2 前条の規定により障害物を伐除しようとする者は、その身分

らかじめ、意見を述べる機会を与えるなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者は、伐除しよと/orする日又は試掘等を行なうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又

3 前二項に規定する説明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。
(土地の立入り等に伴う損失の補償)

第十一条 新住宅市街地開発事業を施行しようとする者又は施行者は、新住宅市街地開発事業の施行においては、その他の官公署の長に

第七条第一項又は第八条第一項若しくは第三項の規定による行為に

より他人に損失を与えた場合にお

いては、その損失を受けた者に対

して通常生ずべき損失を補償しな

ければならない。

2 前項の規定による損失の補償に

ついては、損失を与えた者と損失を受けた者とが協議しなければならぬ。

3 前項の規定による協議が成立し

ない場合においては、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第一項の規定による裁決を申請することができる。

(測量のための標識の設置)

第十二条 新住宅市街地開発事業として決定された新住宅市街地開発事業を施

行すべき土地の区域内において、新住宅市街地開発事業の施行の

障害となるおそれがある土地の形

質の変更若しくは建築物その他の

工作物の新築、改築若しくは増築

を行ない、又は政令で定める移動

の容易でない物件の設置若しくは

堆積を行なうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

2 都道府県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときには、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならぬ。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、新住宅市街地開発事業の施行のため

いで移転し、若しくは除却し、又は活損し、若しくは損壊してはならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこ

れらの者から当該土地、建築物そ

の他の工作物若しくは物件につい

ての権利を承継した者に対しても、

相当の期限を定めて、新住宅市街

地開発事業の施行に対する障害を

排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該

建築物その他の工作物若しくは物

件の移転若しくは除却を命じること

ができる。

5 都道府県知事は、前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移

転若しくは除却を命じようとするときは、あらかじめ、その原状回

復又は移転若しくは除却を命づべき者について聴聞を行なわなければならない。ただし、これらの者

が正当な理由がなくて聴聞に応じ

ないときは、この限りでない。

6 第四項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若

しくは物件の移転若しくは除却を

命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転

において、その措置をみずから行な

い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせること

ができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。(事業の施行について周知させるための措置)

第十四条 第六条第二項の申出をして、施行者は、すみやかに、建物等、その予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積もつた額)以下この条において同じ)及び当該土地建物等の他の工作物又は立木に関する法律(明治四十二年法律第二十二号)第一条第一項に規定する立木がある場合は、この限りでない。

前項の規定による届出があつた後三十日以内に施行者が届出をした者に対し届出に係る土地建物等を買い取るべき旨の通知をしたときは、当該土地建物等の全部又は一部が文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第四十六条(同法第五十六条の十四において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものである場合は、この限りでない。

前項の規定による届出があつた後三十日以内に施行者が届出をした者に対し届出に係る土地建物等を買い取るべき旨の通知をしたときは、当該土地建物等について、次条の規定による制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じ、かつ、自己が施行する新住宅市街地開発事業の概要について、その施行すべき土地の区域内の土地及びその附近地の住民に説明し、これらの者から意見を聽取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれら者の協力が得られるよう努めなければならない。

（土地の買取請求）
第十六条 都市計画事業として決定された新住宅市街地開発事業を行すべき土地の区域内の土地の所有者は、施行者に対し、建設省令で定めるところにより、当該土地を時価で買い取るべきことを請求することができる。ただし、当該土地が他人の権利の目的となつて建設省令で定める事項を書面で施行者に届け出なければならない。

（事業計画及び処分計画）
第十七条 施行者は、事業計画及

により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物その他の土地に定着する工作物を所有する者は、その工作物の収用を請求することができる。

（材料置場等の施設の設置のための土地等の使用）
第十八条 施行者は、新住宅市街地開発事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要な土地又はこれに隣接する所有権以外の権利を使用することができる。

（土地の買取請求）
第十九条 第十七条第一項の規定による収用又は前条の規定による使用に関する事項のほか、土地收回合の訴えについては、土地收回法の規定による裁決を申請することができる。

（土地の所有者は、収用委員会の裁決を申請することができる。）
第二十条 施行者は、新住宅市街地開発事業のため必要がある場合においては、新住宅市街地開発事業の施行のため必要があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じ、かつ、自己が施行する新住宅市街地開発事業の概要について、その施行すべき土地の区域内の土地及びその附近地の住民に説明し、これらの者から意見を聽取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれら者の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（事業計画及び処分計画）
第二十一条 施行者は、事業計画及

（新住宅市街地開発事業のための土地等の收回）
第十七条 施行者は、新住宅市街地開発事業の施行のため必要がある場合においては、新住宅市街地開発事業を施行すべき土地の区域内の土地又はその土地にある土地收回法第五条第一項各号に掲げる権利を收回することができる。

（土地の買取請求）
第二十二条 施行者は、前項の期間(その期間内に施行者が届出に係る土地建物等を買い取らなければならぬ旨の通知をしたときは、その時まで)内に、当該土地建物

（新住宅市街地開発事業のための土地等の收回）
第十七条 施行者は、新住宅市街地開発事業を施行すべき土地の区域内の土地又はその土地にある土地收回法第五条第一項各号に掲げる権利を收回することができる。

（土地の買取請求）
第二十二条 施行者は、前項の規定による収用又は前条の規定による使用について準用する。

（生活再建のための措置）
第二十三条 施行者は、新住宅市街地開発事業の施行に必要な土地等を提供したため生活の基礎を失うこととなる者の申出があつた場合においては、事情の許す限り、その者に対し、住宅のあつせんその他の受け取る補償と相まって行なうことを要することができる。

（土地の買取請求）
第二十四条 施行者は、事業計画を変更した場合(建設省令で定めたところにより、これを建設大臣に届け出なければならない。これを変更した場合(建設省令で定められたものと異なる)においても、同様とする。)においても、同様とする。

(処分計画の基準)

第二十三条 処分計画においては、造成宅地等は、政令で特別の定めをするものを除き、少なくとも次の各号に掲げる要件を備えた者を公募し、それらの者のうちから公正な方法で選考して譲受人を決定するように定めなければならぬ。

この場合において、当該新住宅市街地開発事業の施行に伴い自己若しくは使用人の居住又は自己の業務の用に供する土地又は建物を失つた者その他の者で政令で定めるものに対しては、政令で定めるところにより、他の者に優先して必要な宅地を譲り受けける機会を与えるように定めなければならない。

二 譲渡の対価の支払能力がある者であること。

当該新住宅市街地開発事業の施行に伴い自己若しくは使用人の居住又は自己の業務の用に供する土地又は建物を失つた者その他の者で政令で定めるものに対しては、政令で定めるところにより、他の者に優先して必要な宅地を譲り受けける機会を与えるように定めなければならない。

第二十四条 処分計画においては、造成宅地等の処分価額は、居住又は營利を目的とした業務の用に供されるものについては、当該造成宅地等の取得及び造成又は建設に要する費用（公共施設及び公益的施設の整備に要する費用のうち定める工事を除く）を完了したときは、運輸省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（施行者が日本住宅公団であるときは、建設大臣。以下この条において同じ。）に届け出なければならない。

二 都道府県知事は、前項の届出にあつた場合において、その届出に係る工事が事業計画に適合していると認めたときは、運輸省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（施行者が日本住宅公団であるときは、建設大臣。以下この条において同じ。）に届け出なければならない。

びに当該造成宅地等の位置、品位及び用途を勘案して決定するより定めなければならない。

第二十五条 処分計画においては、都市計画が決定されたものについては、その都市計画に適合するよう、その他の公益的施設等の施設については居住者の共同の福祉及び便利に資するように、各街区内の建築物の敷地については当該街区にふさわしい規模及び用途の建築物が建築されるように定めなければならない。

(事業計画及び処分計画に関する協議)

第二十六条 施行者は、事業計画又は処分計画を定め、又は変更しようとするとときは、あらかじめ、事業計画若しくは処分計画又はその変更に關係のある公共施設の管理者又は管理者となるべき者その他の政令で定める者に協議しなければならない。

第三節 造成施設等の処分

(工事完了の公告)

第二十七条 施行者は、施行地区（施行地区を工区に分けたときは、工区。以下この条において同じ。）の全部について工事（事業計画で特定期限内に完成する工事を除く。）を完了したときは、運輸省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（施行者が日本住宅公団であるときは、建設大臣。以下この条において同じ。）に届け出なければならない。

二 譲渡の対価の支払能力がある者であること。

当該新住宅市街地開発事業の施行に伴い自己若しくは使用人の居住又は自己の業務の用に供されるものについては、当該造成宅地等である宅地に配分されるべき費用を含む。以下この条において同一。)を基準とし、かつ、当該造成宅地等の位置、品位及び用途を勘案し、營利を目的とする業務の用に供されるものについては、類地等の時価を基準とし、かつ、当該造成宅地等の取得にかかる工事が事業計画に適合していなければならぬ。

ると認められたときは、運輸省令で定めた旨を公告しなければならない。

(新住宅市街地開発事業の施行による設置された公共施設の管理)

第二十八条 新住宅市街地開発事業の施行により公共施設が設置された場合には、その公共施設が設置されたこととなる場合においては、従前設置された公共施設が設置されたことは、前条第二項の公告の日において施行者に帰属するものとす。ただし、他の法律に基づき管理すべき者が別にあるとき、又は処分計画に特に管理すべき者の定めがあるときは、それらの者の管理に属するものとする。

2 施行者は、前条第二項の公告の日以前においても、公共施設に関する工事が完了した場合においては、前項の規定にかかわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

3 施行者は、前条第二項の公告の日の翌日において、公共施設に関する工事を完了していない場合においては、第一項の規定にかかわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

(造成施設等の処分)

第二十九条 新住宅市街地開発事業の施行により、從前の公共施設に代えて新たなる公共施設が設置されたこととなる場合においては、従前設置された公共施設の用に供していった土地で國又は地方公共團體が所有するものは、第二十七条第二項の公告の日において施行者に帰属するものとす。ただし、他の法律に基づき管理すべき者が別にあるとき、又は前条第二項の公告の日から起算して十年間のとして処分計画で定める新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ國又は當該地方公共團體に帰属するものとする。

2 新住宅市街地開発事業の施行により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び処分計画で特別の定めをしたものを除き、第二十七条第二項の公告の日において、當該公共施設を管理すべき者（その者が、國の機関であるときは國、地方公共團體の機関であるときは当該地方公共團體）に帰属するものとする。

3 地方公共團體、日本住宅公団その他政令で定める者である場合の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。

一 当事者の一方又は双方が國、地方公共團體、日本住宅公団その他政令で定める者である場合の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。

二 相続その他の一般承継により當該権利が移転する場合

三 滞納処分、強制執行、競売法（明治三十一年法律第十五号）により当該権利が移転する場合

四 土地取用法その他の法律により取用され、又は使用される場合

五 その他政令で定める場合

2 前項に規定する承認に関する处分は、當該権利を設定し、又は移転しようとする者がその設定又は移転により不当に利益を受ける

(建築物の建築義務)

第三十条 施行者は、造成施設等をこの法律及び処分計画に従つて処分しなければならない。

2 地方公共團體がこの法律の規定により行なう造成施設等の処分については、當該地方公共團體の財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

3 地方公共團體がこの法律の規定により行なう造成施設等の処分については、當該地方公共團體の財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

2 前項に規定する承認に関する处分は、當該権利を設定し、又は移転しようとする者がその設定又は移転により不当に利益を受ける

ものであるかどうか、及びその設定又は移転の相手方が処分計画に定められた処分後の造成宅地等の利用の規制の趣旨に従つて当該造成宅地等を利用すると認められるものであるかどうかを考慮してしなければならない。

3 第一項に規定する承認には、処分計画に定められた処分後の造成宅地等の利用の規制の趣旨を達成するため必要な条件を附することができる。この場合において、その条件は、当該承認を受けた者に不當な義務を課するものであつてはならない。

4 第一項の規定により買戻した宅地は、処分計画の趣旨に従つて処分しなければならない。

(図書の備置き等)

第三十四条 施行者は、第二十七条规定の公告があつたときは、造成施設等の存する市町村の長に対し、建設省令で定めるところにより、当該造成施設等の存する区域を表示した図書を送付しなければならない。

2 前項の図書の送付を受けた市町村長は、第二十七条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間、その図書を当該市町村の役場に備え置いて、関係人の請求があつたときは、これを閲覧させなければならぬ。

3 都道府県知事は、建設省令で定めるところにより、第二十七条第二項の公告をした日の翌日から起算して十年間、新住宅市街地開発事業が施行された土地の区域内の見やすい場所に、新住宅市街地開発事業が施行された土地である旨を表示した標識を設置しなければならない。

2 前項の規定に基づく買戻権は、施行者から宅地を譲り受けた者又はその承継人が第三十一条若しくは前条第一項の規定に違反した場合は前条第三項の規定により附約をつけなければならない。

3 前項の規定にかかるとおり、新住宅市街地開発事業に係る権利を有する者が新住宅市街地開発事業の施行に関する権利義務(その者がその施設又は前条第三項の規定により附約された条件に違反した場合に限り、行使することができる)。

3 前項の規定にかかるとおり、新住宅市街地開発事業に係る権利を有する者が新住宅市街地開発事業の施行に関する権利義務(その者がその施設又は前条第三項の規定により附約された条件に違反した場合に限り、行使することができる)。

(費用の負担)

第三十五条 新住宅市街地開発事業に要する費用は、施行者の負担とする。

は、第一項の特約に基づく買戻権は、行使することができない。

4 第一項の規定により買戻した宅地は、処分計画の趣旨に従つて処分しなければならない。

(図書の備置き等)

第三十四条 施行者は、第二十七条规定の公告があつたときは、造成施設等の存する市町村の長に対し、建設省令で定めるところにより、当該造成施設等の存する区域を表示した図書を送付しなければならない。

2 前項の図書の送付を受けた市町村長は、第二十七条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間、その図書を当該市町村の役場に備え置いて、関係人の請求があつたときは、これを閲覧させなければならぬ。

3 都道府県知事は、建設省令で定めるところにより、第二十七条第二項の公告をした日の翌日から起算して十年間、新住宅市街地開発事業が施行された土地の区域内の見やすい場所に、新住宅市街地開発事業が施行された土地である旨を表示した標識を設置しなければならない。

2 前項の規定に基づく買戻権は、施行者から宅地を譲り受けた者又はその承継人が第三十一条若しくは前条第一項の規定に違反した場合は前条第三項の規定により附約をつけなければならない。

3 前項の規定にかかるとおり、新住宅市街地開発事業に係る権利を有する者が新住宅市街地開発事業の施行に関する権利義務(その者がその施設又は前条第三項の規定により附約された条件に違反した場合に限り、行使することができる)。

3 前項の規定にかかるとおり、新住宅市街地開発事業に係る権利を有する者が新住宅市街地開発事業の施行に関する権利義務(その者がその施設又は前条第三項の規定により附約された条件に違反した場合に限り、行使することができる)。

2 前項の規定に基づく買戻権は、施行者から宅地を譲り受けた者又はその承継人が第三十一条若しくは前条第一項の規定に違反した場合は前条第三項の規定により附約をつけなければならない。

3 前項の規定にかかるとおり、新住宅市街地開発事業に係る権利を有する者が新住宅市街地開発事業の施行に関する権利義務(その者がその施設又は前条第三項の規定により附約された条件に違反した場合に限り、行使することができる)。

2 前項の規定に基づく買戻権は、施行者から宅地を譲り受けた者又はその承継人が第三十一条若しくは前条第一項の規定に違反した場合は前条第三項の規定により附約をつけなければならない。

3 前項の規定にかかるとおり、新住宅市街地開発事業に係る権利を有する者が新住宅市街地開発事業の施行に関する権利義務(その者がその施設又は前条第三項の規定により附約された条件に違反した場合に限り、行使することができる)。

(費用の負担)

第三十六条 新住宅市街地開発事業の引越ぎ

2 施行者は、政令で定める幹線道路、終末処理場その他の重要な公共施設で他の施行者の施行する新住宅市街地開発事業に係る施行地内に居住者の利便に供されることととなるものの整備に要する費用について、当該他の施行者に対する負担を求めるところとし、その一部の負担を求めるところとができる。

(関係図書の備付け)

第三十七条 施行者は、建設省令で定めるところにより、新住宅市街地開発事業に関する簿書をその事務所に備え付けておかなければならぬ。

2 利害関係人から前項の簿書の閲覧の請求があつた場合においては、施行者は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

2 現に施行されている新住宅市街地開発事業の施行地区となる区域の施行者以外の者は、新住宅市街地開発事業を施行することができない。

2 現に施行されている新住宅市街地開発事業の施行地区となる区域において、前項の同意を得て、新たに施行者となつた者があつて、新たに施行者となつた者があつて、新住宅市街地開発事業の施行に關し書類を送付する場合において、送付を受け付けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくして、その者の住所、居所その他の書類を送付すべき場所を確定することができないとときは、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

2 前項の公告があつた場合においては、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

2 建設大臣は、違法又は不当な第三十二条第一項の規定に基づく承認の処分を取り消し、又は変更する措置を命ずることができる。

2 建設大臣は、違法又は不当な第三十二条第一項の規定に基づく承認の処分が行なわれたときは、造成宅地等の適正な利用を確保するため必要な限度において、その承認の処分を取り消し、又は変更することができる。

2 建設大臣は、違法又は不当な第三十二条第一項の規定に基づく承認の処分を取り消し、又は変更することができる。

2 建設大臣は、施行者に対する報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

2 第二項の場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により從前の施行者がした処

施行者となつた者がしたものとみなし、從前の施行者に対する処分、手続その他の行為は、新たに施行された者に対するものとみなす。

(施行者等に対する監督)

第四十一条 建設大臣は、施行者が定めた事業計画又は施行者が行なう工事若しくは処分が、この法律、この法律に基づく命令若しくは新住宅市街地開発事業につき都市計画法第三条の規定により決定された都市計画事業の内容又は事業計画若しくは処分計画に従つていないと認める場合においては、その施工者に対し、新住宅市街地開発事業の適正な施工を確保するため必要な限度において、事業計画の変更又は工事の中止若しくは変更若しくは処分の差止めその他必要な措置を命ずることができる。

2 建設大臣は、違法又は不当な第三十二条第一項の規定に基づく承認の処分が行なわれたときは、造成宅地等の適正な利用を確保するため必要な限度において、その承認の処分を取り消し、又は変更することができる。

2 建設大臣は、違法又は不当な第三十二条第一項の規定に基づく承認の処分を取り消し、又は変更することができる。

2 建設大臣は、違法又は不当な第三十二条第一項の規定に基づく承認の処分を取り消し、又は変更することができる。

2 建設大臣は、施行者に対する報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

2 第二項の場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により從前の施行者がした処

施行者となつた者がしたものとみなし、從前の施行者に対する処分、手続その他の行為は、新たに施行された者に対するものとみなす。

(技術的援助の請求)

第四十二条 建設大臣は、施行者に対し、都道府県知事は施行者である市町村に対し、それぞれその施行する新住宅市街地開発事業に關し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求める、又はその施行する新住宅市街地開発事業の施行の促進を

図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

(関連公共施設等の整備)

第四十三条 国及び地方公共団体は、新住宅市街地開発事業の施行に關連して必要となる公共施設及び公益的施設の整備に努めるものとする。

(新住宅市街地開発事業と農地等の関係の調整)

第四十四条 建設大臣は、第三条の規定による決定をしようとする場合においては、あらかじめ、その決定に係る区域内の農地法(昭和二十七年法律第二百一十九号)の規定による転用又は処分が制限される土地が新住宅市街地開発事業の用に供されることとなることについて、農林大臣に協議しなければならない。

2 建設大臣は、第三条の規定による決定をしようとする場合においては、あらかじめ、鉄道等の輸送施設の配置上の観点からする運輸大臣の意見をきかなければならぬ。

(施行者に関する特例)

第四十五条 第六条第二項の規定にかかるわらず、新住宅市街地開発事業を施行すべきことについて都市計画として決定された区域内に政令で定める規模以上の土地を有する法人で、新住宅市街地開發事業を行なうため必要な資力、信用及び技術的能力を有するものは、政令で定めるところにより、建設大臣の許可を受けて、その所有する土地及びこれに接続する公共施設の用に供する土地について

新住宅市街地開発事業を施行することができる。

2 前項の規定による施行者が施行する新住宅市街地開発事業については、第二章第一節、第二十二条並びに第四十一条第一項中事業計画の変更に係る部分の規定は、適用しない。

第四十六条 前条第一項の規定による施行者は、事業計画を定めようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければならない。これを变更しようとする場合(建設省令で定める軽微な変更をしようととする場合を除く)においても、同様とする。

第三条 第四十五条第一項の規定による施行者は、第三十一条の規定に違反した者に対して、同条の譲渡契約を解除することができることの場合においては、第三十条中市町村に係る部分は、第四十五第一項の法人に準用する。

2 建設大臣は、第四十五条第一項の規定による施行者の施行する新住宅市街地開発事業について、その事業がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は事業計画若しくは処分計画に違反すると認める場合その他監督上必要がある場合においては、その事業の状況を検査することができる。

3 建設大臣は、第四十五条第一項の規定による施行者が第四十一条の規定による施行者が第四十一条の規定による施行者に係る職務に關し、賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束し

いたは、第四十五条第一項の許可を取り消すことができる。

(不動産登記法の特例)

第四十九条 施行地区内の土地及び建物の登記については、政令で不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の特例を定めることができる。

(大都市の特例)

第五十条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都道府県知事が處理し、又は管理し、及び執行することとされている新住宅市街地開発事業に係る事務(都道府県が施行する新住宅市街地開発事業に係る事務を除く)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)において「指定都市」という。

2 在いにおいては、指定都市の長が行なうものとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

第三条第四項の規定を準用する。

第四十八条 第四十一条及び第四十二条中市町村に係る部分は、第四十五条第一項の法人に準用する。

(政令への委任)

第五十一条 この法律に特に定めるもののほか、この法律によりなすべき公告の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第四章 原則

第五十二条 第四十五条第一項の規定による施行者である法人の役員又は職員が新住宅市街地開発事業に係る職務に關し、賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第五十三条 前条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又は一部を没収することができないときは、その額を追徴する。

3 建設大臣は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の收受した賄賂は没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その額を追徴する。

5 第三十二条第一項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けないで、造成宅地等又は造成宅地等である宅地の上に建築された建築物を権利者に引き渡した者

6 第三十二条第三項の規定により一定の期限までに一定の用途の建築物を建築すべきことを内容とする条件を附された者で、その条件に違反して、その用途以外の建築物を建築したもの建築物を権利者に引き渡した者

7 第五十六条 第十一条第二項又は第三十二条第四項の規定に違反して、第十一条第一項又は第三十四条第一項の規定に違反して、造成施設等をこの法律又は処分計画に從わないで処分したときは、その行為をした役員又は職員を一年以下懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

2 第四十五条第一項の規定による職務上不正の行為をし、又は相手に贈り受けたことにつき賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 第四十五条第一項の規定による施行者である法人の役員が新住宅市街地開発事業に係る職務に關係する職務上不正の行為をし、又は相手に贈り受けたことにつき賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4 第三十一条の規定に違反して、同条に規定する用途以外の建築物を建築した者

5 第三十二条第一項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けないで、造成宅地等又は造成宅地等である宅地の上に建築された建築物を権利者に引き渡した者

6 第三十二条第三項の規定により一定の期限までに一定の用途の建築物を建築すべきことを内容とする条件を附された者で、その条件に違反して、その用途

7 第五十六条 第十一条第二項又は第三十二条第四項の規定に違反して、第十一条第一項又は第三十四条第一項の規定による標識を移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊した者は、三万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第四十五条第一項の規定による施行者である法人が次の各号の一に該当する場合においては、その行為をした役員又は職員を一円以下罰金に処する。

一 第四十五条第一項の規定による建設大臣の命令に違反したときは、第四十二条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二 第四十二条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

三 第四十八条第二項の規定による建設大臣の検査を拒み、又は妨げたとき。

第五十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十五条第一項の規定に違反して、届出をしないで土地建物等を有償で譲り渡した者

二 第十五条第一項の届出をして、虚偽の届出をした者

三 第十五条第三項の規定に違反して、同項の期間内に土地建物等を譲り渡した者

四 第三十二条第一項の承認について、虚偽の申請をした者

五十九条 次の各号の一に掲げる場合においては、第四十五条第一項の規定による施行者は、一万円以下の過料に処する。

一 第三十七条第一項の規定に違反して、簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

二 第三十七条第二項の規定に違反して、簿書の閲覧を拒んだとき。

三

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関する第五十四条、第五十五条又は第五十七条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

き。

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関する第五十四条、第五十五条又は第五十七条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

き。

（都市計画法の一部改正）

3 都市計画法の一部を次のように改正する。

第十一條ノ二中「第十三條ノ工業団地造成事業」の下に「第十四条ノ新住宅市街地開発事業」を加える。

第十四条及び第十五条を次のよう改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

（旧土地台帳法等の特例）

2 この法律は、公布の日から施行する。

（公有水面埋立法の一部改正）

4 公有水面埋立法（大正十年法律第十五條）の一部を次のように改正する。

（公有水面埋立法の一部改正）

5 延長公庫法（昭和二十五年法律第二十一年法律第三十号）及び家屋台帳法（昭和二十一年法律第三十一号）の規定が適用される場合においては、

（公有水面埋立法の一部改正）

6 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

（住宅金融公庫法の一部改正）

7 農地法（昭和二十二年法律第二百五十三条）の一部を次のように改正する。

（農地法の一部改正）

8 土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

（土地区画整理法の一部改正）

9 日本住宅公团法（昭和三十年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「指定に関するもの」の下に「第二十二号の五に規定する事務のうち新住宅市街地開発事業に係る都市計画及び都市計画事業の決定に關するもの」を加える。

三 新住宅市街地開発事業の施行者が當該事業の目的に供するため農地又は採草放牧地を取得する場合

四号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 新住宅市街地開発事業の施行者が當該事業の目的に供するため所有する小作地又は小作採草放牧地

四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

十一 新住宅市街地開発事業の施行者が當該事業の目的に供するため土地等を取得する場合

二号とし、第一号の次に次の二号を加える。

十二 新住宅市街地開発事業の施行者が當該事業の目的に供するため土地等を取得する場合

二号とし、第一号の次に次の二号を加える。

十三 新住宅市街地開発事業の施行者が當該事業の目的に供するため土地等を取得する場合

二号とし、第一号の次に次の二号を加える。

十四 新住宅市街地開発事業の施行者が當該事業の目的に供するため土地等を取得する場合

二号とし、第一号の次に次の二号を加える。

十五 新住宅市街地開発事業の施行者が當該事業の目的に供するため土地等を取得する場合

二号とし、第一号の次に次の二号を加える。

の下に「(新住宅市街地開発事業による宅地の造成及び譲渡を除く。)」を、「第五号の施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡」の下に「(新住宅市街地開発事業による施設の建設を除く。)」を加える。

（租税特別措置法の一部改正）

10 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「首都圏市街地開発区域整備法（昭和三十三年法律第九十八号）」の下に「新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第号）」を加える。

理由

現下の住宅用地の需給状況にかんがみ、人口の集中の著しい市街地の周辺の地域において、新住宅市街地の開発事業を施行することにより健全な住宅市街地の大規模な供給を図る良好な住宅地の大規模な供給を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

近畿圏整備法案

昭和三十八年三月十六日

内閣総理大臣 池田 勇人

近畿圏整備法

目次 第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 近畿圏整備不部（第三条
—第五条）第三章 近畿圏整備審議会（第六
条・第七条）第四章 近畿圏整備計画（第八条
—第十条）第五章 近畿圏整備計画に基づく事業の実施（第十一条
—第十二条）

第六章 附則

第一章 総則

第二章 総則

（設置及び所掌事務） 第三条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条第一項の規定に基づいて、総理府の機関として近畿圏整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（近畿圏整備計画の内容） 第八条 近畿圏整備計画は、基本整備計画及び事業計画とする。

（第四章 近畿圏整備計画） 第六条 総理府に、附属機関として、近畿圏整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。

本部に、次長その他他の職員を置く。

この法律で「都市開発区域」とは、既成都市区域及び近郊整備区域以外の近畿圏の地域のうち第十二条第一項の規定により指定された区域をいう。

4 前項の審議会の委員は、再任されることができない。

5 この法律で定めるもののほか、本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 近畿圏整備審議会

な事項は、政令で定める。

6 この法律で「保全区域」とは、近畿圏の地域内において文化財を保存し、緑地を保全し、又は観光資源を保全し、若しくは開発する必要がある区域で、第十四条第一項の規定により指定されたものをいふ。

7 この法律で「設置」は、既成都市区域のうち、既成都市区域及び近郊整備区域以外の近畿圏の地域のうち第十二条第一項の規定により指定された区域をいう。

（設置） 第二章 近畿圏整備本部

この法律で「近畿圏」とは、

この法律で定めるものほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 附則

（設置及び所掌事務） 第二章 近畿圏整備本部

この法律で「近畿圏」とは、

この法律で定めるものほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 附則

（設置） 第二章 近畿圏整備本部

この法律で「近畿圏」とは、

この法律で定めるものほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 近畿圏整備計画は、内閣総理大臣が、関係府県、関係指定都市及び審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議して決定するものとする。

3 内閣総理大臣は、近畿圏整備計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、総理府令の定めるところにより公表しなければならない。

4 前項の規定により公表された事項を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、総理府令の定めるところにより公表しなければならない。

5 前項の規定による申出があつたときは、内閣総理大臣は、その申出を考慮して必要な措置を講じなければならぬ。

(近畿圏整備計画の変更)

第十一条 近畿圏整備計画は、情勢の推移により適当でなくなつたとき、その他これを変更することができる。

2 前条の規定は、近畿圏整備計画の変更について準用する。

(第五章 づく事業の実施)

第十二条 内閣総理大臣は、既成都市区域の市街地の無秩序な拡大を防止するため、計画的に市街地として

整備する必要がある区域を近郊整備区域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、近郊整備区域を指定しようとするときは、関係地方公共団体及び審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 内閣総理大臣の指定は、内閣総理大臣が総理府令の定めるところにより告示することによって、その効力を生ずる。

(都市開発区域の指定)

第十三条 内閣総理大臣は、既成都市区域への産業及び人口の過度の集中を防止し、都

市環境の整備及び改善を図るた

め、大規模な工場、学校その他人

口の増大をもたらす原因となる施

設の新設又は増設を制限する必要

があるときは、別に法律で定める

ところにより、当該施設の新設又

は増設を制限する必要がある既

成都市区域内の区域を工場、学校

等制限区域として指定することができる。

2 工場、学校等制限区域内における施設の新設又は増設の制限に関し必要な事項は、別に法律で定められる。

(事業の実施)

第十四条 事業計画に基づく事業者は、この法律に定めるもののか、当該事業に関する法律(これ

に基づく命令を含む)の規定に従

い、国、地方公共団体又は関係事

業者が実施するものとする。

(協力及び勧告)

第十五条 関係行政機関の長、関係

地方公共団体及び関係事業者は、

は、別に法律で定める。

(保全区域の指定)

第十六条 事業計画に基づく事業

者は、この法律に定めるもののか

か、当該事業に関する法律(これ

に基づく命令を含む)の規定に従

い、国、地方公共団体又は関係事

業者が実施するものとする。

(近畿圏整備計画の実施)

第十七条 地方公共団体及び関係事

業者は、別に法律で定める。

(企業債)

第十八条 地方公共団体が事業計

画に基づいて行なう地方公営企業

法(昭和二十七年法律第二百九十九

条)に規定する地方公営企業の

認めるときは、関係行政機関の

長、関係地方公共団体又は関係事

業者に対し、基本整備計画又は事

業計画の実施に關し勧告し、及び

その勧告によつて採られた措置そ

の他基本整備計画又は事業計画の

実施に關する状況について報告を

求めることができる。

(基本整備計画に関する施策の立

案及び勧告)

第十九条 内閣総理大臣は、近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るために特に必要があると認めるときは、審議会の意見をきいて基本整備計画に関する総合的な施策を立案し、これに基づいて関係行政機関の長及び関係地方公共団体に対し、勧告し、及びその勧告によつて採られた措置について報告を求めることができる。

(国との普通財産の譲渡)

第二十条 国は、事業計画に基づく事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業の執行に要する費用を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

(近畿圏整備計画の実施に要する経費)

第二十一条 政府は、近畿圏整備計画を実施するため必要な資金の確保

を図り、かつ、國の財政の許す範囲

内において、その実施を促進する

こと努めなければならない。

(企業債)

第二十二条 地方公共団体が事業計

画に基づいて行なう地方公営企業

法(昭和二十七年法律第二百九十九

条)に規定する

二号)に規定する地方公営企業の

建設、改良等に要する資金に充て

るための地方債で内閣総理大臣と

自治大臣とが協議して定めるもの

について、同法附則第二項の規

定は、前項の保全区域の指定につ

いて適用する。

(工場、学校等制限区域)

第二十三条 既成都市区域への産業及び人口の過度の集中を防止し、都

市環境の整備及び改善を図るた

め、大規模な工場、学校その他人

口の増大をもたらす原因となる施

設の新設又は増設を制限する必要

があるときは、別に法律で定める

ところにより、当該施設の新設又

は増設を制限する必要がある既

成都市区域内の区域を工場、学校

等制限区域として指定することができ

る。

(北陸地方開発促進計画との調整)

第二十四条 北陸地方開発促進計画との調整は、内

閣総理大臣が北陸地方開発審議会

と近畿圏整備計画との調整は、内

閣総理大臣が北陸地方開発審議会

及び審議会の意見をきいて行なう

ものとする。

(附則)

第一項の規定は、昭和三十八年七月一日から施行する。ただし、附則

第五項の規定は、政令で定める日から施行する。

第二項ただし書に規定する政令

は、近畿圏整備計画が四国地方開

発促進計画のうち特にこれと密接

な関連を有するものについて十分

考慮して作成された後、これに基

づく事業と四国地方開発促進計画

に基づく事業との実施がともに円

滑に行なわれるような時期におい

て、定めるものとする。

(総理府設置法の一部改正)

第三条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

第一項第一号の「第十六条」を「第十六条の二」と改める。

<p>第十五条第一項の表中</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;">北陸地方開発審議会</td><td style="width: 50%;">北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第二百七十一号）の規定によりその権限を有すること。</td></tr> <tr> <td>近畿圏整備審議会</td><td>北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第二百七十一号）の規定によりその権限を有すること。</td></tr> </table>	北陸地方開発審議会	北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第二百七十一号）の規定によりその権限を有すること。	近畿圏整備審議会	北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第二百七十一号）の規定によりその権限を有すること。	<p>北陸地方開発審議会</p> <p>近畿圏整備審議会</p> <p>近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二号）の規定によりその権限を有すること。</p> <p>第十六条の見出しを「日本学術会議」に属せしめられた事項を行なうこと。</p> <p>第十六条の二 総理府の機関として、近畿圏整備本部を置く。</p> <p>近畿圏整備本部は、近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進するための機関とする。</p> <p>近畿圏整備本部の組織及び所掌事務については、近畿圏整備法の定めるところによる。</p> <p>第十九条第三項中「外局」を「機関」に改める。</p> <p>第二十三条中「委員並びに」を「委員」に改め、「議員」の下に「並びに近畿圏整備長官」を加える。</p> <p>附則第六項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の二項を加える。</p>
北陸地方開発審議会	北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第二百七十一号）の規定によりその権限を有すること。				
近畿圏整備審議会	北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第二百七十一号）の規定によりその権限を有すること。				

<p>（水資源開発促進法の一一部改正）</p> <p>水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百七十七号）の規定によりその権限を有すること。</p> <p>第十二条に次の二項を加える。</p> <p>第十二条に次の二項を加える。</p> <p>（国土総合開発法の一部改正）</p> <p>国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十四条第二項中「又は北陸地方開発促進計画」を「北陸地方開発促進計画又は近畿圏整備計画」に改める。</p> <p>（四国地方開発促進法の一部改正）</p> <p>四国地方開発促進法（昭和三十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一項中「高知県及び和歌山県」を「及び高知県」に改める。</p> <p>第六条第一項中「三十二人以内」を「三十一人以内」に改め、同条第二項第四号中「五人」を「四人」に改める。</p>
--

<p>○議長（清瀬一郎君） 委員長の報告を求めます。建設委員長福永一臣君。</p> <p>新住宅市街地開発法案（内閣提出）に關する報告書</p> <p>〔木号末尾に掲載〕</p> <p>近畿圏整備法案（内閣提出）に關する報告書</p> <p>〔会議録追録に掲載〕</p> <p>〔福永一臣君登壇〕</p> <p>〔福永一臣君登壇〕</p>

<p>第三に、新住宅市街地開発事業を施行すべき区域内の土地建物を有償で譲り渡す者とする者は、その旨を施行者に届け出なければならないこととし、施行者は、届け出がつた後、三十日以内に、その土地建物を買取るべき旨を所有者に通知することにより、他に優先して買取れることができるものとしたこと。</p> <p>第四に、新住宅市街地開発事業の施行者は、必要がある場合には、事業を施行すべき区域内の土地またはその土地にある権利を收用することができるものとしたこと。</p> <p>第五に、この事業によって造成された宅地等の処分については、原則として公募し、公正な方法で選考して譲り受け人を決定するものとし、この事業の施行によつて、土地または建物を失つた者に対する優先譲渡の措置を講ずることができるものとしたこと。</p> <p>第六に、この事業によって造成された宅地の処分の価額は、居住または営民生活の安定に寄与することを目的とするもので、おもな内容は次のとおりであります。</p> <p>第一に、人口の集中に伴う住宅の需要に応する宅地が不足し、または不足するおそれがある市街地の周辺の居住地域及び商業地域内の区域について、新住宅市街地開発事業を施行すべきことを都市計画として決定し、これを都市計画事業として施行することができるものとしたこと。</p> <p>第二に、新住宅市街地開発事業は、地方公共団体または日本住宅公団が建設大臣に申し出て施行するものとしたこと。</p> <p>第三に、新住宅市街地開発事業を施行すべき区域内の土地建物を有償で譲り渡す者とする者は、その旨を施行者に届け出なければならないこととし、施行者は、届け出がつた後、三十日以内に、その土地建物を買取るべき旨を所有者に通知することにより、他に優先して買取れることができるものとしたこと。</p> <p>付託され、その間、参考人の意見を聽取する等、慎重に審査をいたしましたのであります。しかし、その詳細につきましては会議録に譲ることといたします。</p> <p>かくて、六月十二日、本案に対する質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、近畿圏整備法案について申し上げます。</p>
--

本案は、近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶ我が国の経済、文化の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展をはかるうとするもので、そのおもな内容は次のとおりであります。

第一点は、近畿圏整備計画の立案及びその実施等の事務を所掌するため、総理府の機関として近畿圏整備本部を設置し、その長には、近畿圏整備長官として國務大臣を充てることとし、これとともに総理府に近畿圏整備審議会を設け、内閣総理大臣の諮問に応じて計画の策定及び実施に関する重要事項等について調査審議させるものとしたことであります。

第二点は、近畿圏整備計画の策定であります。これは基本整備計画と事業計画に分かれております。基本整備計画は、近畿圏における整備開発に関する計画とし、計画の決定について調査審議させるものとしたことは、内閣総理大臣が関係府県、関係指定都市及び審議会の意見を聞き、関係行政機関の長に協議して行なうものとしたことであります。

第三点は、近畿圏整備計画に基づく計画の実施であります。また、内閣総理大臣は、近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域を指定できるものとしております。

第四点は、近畿圏整備計画に基づく計画の実施であります。実施は、国、地方公共団体または関係事業者が行なうものとし、内閣総理大臣は実施に関し、必要な勧告をなし得るものとしたことであります。

本案は、五月七日当委員会に付託され、五月十日提案理由の説明があり、本十四日、質疑を終了し、統いて、自

由民主党、日本社会党及び民主社会党共同提案の近畿圏整備審議会の委員に地元の議会議長等の代表者を任命するなどを内容とする修正案が提出され、直ちに採決に付しましたところ、全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。なお、本案に対しましては、これも三党共同提案の付帯決議が付されました。その内容は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

右、御報告申し上げます。(拍手)
〔参考〕

近畿圏整備法案に対する修正案
(委員会修正)

近畿圏整備法案の一項を次のよう
に修正する。

第七条第一項各号列記以外の部分
中「三十三人」を「四十二人」に改め、
同項第三号中「十一人」を「六人」に改
め、同号を同項第八号とし、同項第
二号の次に次の五号を加える。

三 関係府県及び関係指定都市の
議会の議長 十一人以内

四 関係市の市長(関係指定都市
の市長を除く。)を代表する者 一人

五 関係市の議会の議長(関係指
定都市の議会の議長を除く。)を
代表する者 一人

六 関係町村の町村長を代表する
者 一人

七 関係町村の議会の議長を代表
する者 一人

第八条 第二項に後段として次のよ
うに加える。

この場合において、内閣総理大
臣は、関係府県、関係指定都市及
び審議会の意見に基づく必要な措

置について、適切な考慮を払わな
ければならない。

附則第三項中「第三項」を「第四項」
に改める。

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して
採決いたします。

条の改正規定中「第三項」を「第四項」
に改める。

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して
採決いたします。

第一条 この法律は、老人の福祉に
関する原理を明らかにするとともに
に、老人に対し、その心身の健康
の保持及び生活の安定のために必
要な措置を講じ、もつて老人の福
祉を図ることを目的とする。

(基本的理念)

第二条 老人は、多年にわたり社会
の進展に寄与してきた者として敬
愛され、かつ、健全で安らかな生
活を保障されるものとする。

第三条 老人は、老齢に伴つて生ず
る身心の変化を自覚して、常に心
身の健康を保持し、その知識と経
験を社会に役立たせるように努め
るものとする。

第四条 国及び地方公共団体は、老
人の福祉を増進する責務を有す
る。

第五条 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうものとする。

第六条 都道府県、市及び福祉事務
所(社会福祉事業法(昭和二十六年
法律第四十五号))に定める福祉に
關する事務所をいう。(以下同じ。)

第七条 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、社会福
祉事務を置かなければならぬ。

第八条 福祉事務所の所員に対し、老
人の福祉に關する技術的指導を
行なうこと。

第九条 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第十条 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第十一条 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第十二条 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第十三条 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第十四条 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第十五条 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第十六条 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第十七条 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第十八条 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第十九条 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第二十条 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第二十一条 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第二十二条 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第二十三条 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

附則 第一章 総則

第一条 この法律は、老人の福祉に
関する原理を明らかにするとともに
に、老人に対し、その心身の健康
の保持及び生活の安定のために必
要な措置を講じ、もつて老人の福
祉を図ることを目的とする。

(基本的理念)

第二条 老人の日は、九月十五日とする。

第三条 国及び地方公共団体は、老人の
福祉を図ることを目的とする。

(老人福祉の業務に從事する社会
福祉主事)

第四条 都道府県、市及び福祉事務
所(社会福祉事業法(昭和二十六年
法律第四十五号))に定める福祉に
關する事務所をいう。(以下同じ。)

第五条 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、社会福
祉事務を置かなければならぬ。

第六条 福祉事務所の所員に対し、老
人の福祉に關する技術的指導を
行なうこと。

第七条 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第八条 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第九条 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第十条 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第十一條 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第十二條 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第十三條 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第十四條 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第十五條 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第十六條 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第十七條 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第十八條 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第十九條 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第二十条 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第二十一条 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第二十二条 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第二十三条 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

第二十四条 福祉事務所は、この法律の
施行に關し、主として、次の業務
を行なうこと。

九二六

- 一 老人の保健について、正しい衛生知識の普及を図ること。
- 二 老人の健康相談に応じ、又は保健指導を行なうこと。
- 三 老人福祉施設に対し、栄養の改善その他衛生に關し、必要な助言を与えること。
(民生委員の協力)
- 第九条 民生委員法(昭和二十三年法律第二百九十八号)に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

第二章 福祉の措置

(健康診査)

第十一条 市町村長は、当該市町村の区域内に居住地を有する六十五歳以上の者に対して、毎年、期日又は期間を指定して、厚生大臣が定めた方法により健康診査を行なわなければならない。

2 市町村長は、前項の規定による健康診査の結果必要があると認めるときは、その健康診査を受けた者に対して、必要な指導を行なわなければならない。
(老人ホームへの収容等)

3 都道府県の設置する保健所の長は、市町村長(保健所を設置する市の市長を除く)が第一項の健康診査に關し指導、助言その他の協力を求めたときは、これに協力しなければならない。

2 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るために応じて、次の措置をとらなければならない。

- 一 六十五歳以上の者又はその者を現に養護する者以下「養護者」という)を社会福祉主事に指導させること。
二 六十五歳以上の者であつて、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを当該地方公共団体の設置する養護老人ホームに収容し、又は当該地方公共団体以外の者の設置する養護老人ホームに収容を委託すること。
三 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい欠陥があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なもの当該地方公共団体の設置する特別養護老人ホームに収容し、又は当該地方公共団体以外の者の設置する特別養護老人ホームに収容を委託すること。

四 六十五歳以上の者であつて、養護者がないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不適当であると認められる者に対して、必要な指導を行なわなければならない。
(老人家庭奉仕員による世話)

第五条 市町村は、社会福祉法人その他の団体に対して、身体上又は精神上の障害があつて日常生活を送むのに支障がある老人の家庭を管轄する都道府県知事又は市町村長が、居住地を有しないか、又は明らかでない者について、その現在地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が、居住地を有した者であると訪問して老人の日常生活上の世話を行なう者をいう)を派遣してその日常生活上の世話を行なわせることを委託することができる。

- 六 都道府県の設置する保健所の長は、市町村長(保健所を設置する市の市長を除く)が第一項の健康診査に關し指導、助言その他の協力を求めたときは、これに協力しなければならない。
(老人家庭奉仕員による世話)
- 第七条 市町村は、社会福祉法人その他の団体に対して、身体上又は精神上の障害があつて日常生活を送むのに支障がある老人の家庭を管轄する都道府県知事又は市町村長が、居住地を有しないか、又は明らかでない者について、その現在地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が、居住地を有した者であると訪問して老人の日常生活上の世話を行なう者をいう)を派遣してその日常生活上の世話を行なわせることを委託することができる。
- 八 老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人を収容し、給食その他日常生活上必要な便宜を供給することを目的とする施設(前二項に定める施設を除く)とする。

- 九 老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便益を総合的に供与することを目的とする施設とする。
- 十 (施設の設置)
- 第十三条 地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するため、教養講座、レクリエーションその他の老人の福祉を増進することを希望する者であつて、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長が適当と認められるものを、以下同じ)に委託すること。
- 十一 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るために応じて、次の措置をとらなければならない。

- 十二 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が、その者が収容前に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた者であるときは、収容する前ににおけるその者の所在地を管轄する都道府県知事は、老人ホーメン又は特別養護老人ホームを設置することができる。
- 十三 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉事業法の定めるとおりとすると。

(施設の種類)

第十四条 老人福祉施設の種類は、次のとおりとする。

1 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、第一項から第三項までの規定による措置に關する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

2 養護老人ホームは、第一項第一項第二号の措置を受けた者を収容し、養護することを目的とする施設とする。

3 特別養護老人ホーム

4 老人福祉センター

5 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、第一項に規定する事務に協力しなければならない。

6 福祉事務所を設置しない町村の長は、当該町村の区域内に居住地を有する者に対する福祉の措置について、都道府県知事又は福祉事務所長が行なう第一項から第三項までに規定する事務に協力しなければならない。

7 老人家庭奉仕員による世話

第十二条 市町村は、社会福祉法人その他の団体に対して、身体上又は精神上の障害があつて日常生活を送むのに支障がある老人の家庭を管轄する都道府県知事又は市町村長が、居住地を有する者について、その現在地を管轄する都道府県知事又は市町村長が行なうものとする。たゞ、第一項第二号若くは第三号又は生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第三十条第一項ただし書の規定により収容されている者については、その者が収容前に居住地を有した者であるときは、その居住地を管轄する都道府県知事又は市町村長が、居住地を有しないか、又は明らかでない者について、その現在地を管轄する都道府県知事又は市町村長が、居住地を有した者であると認めたときは、この規定により収容される。

8 老人福祉セントラル

9 特別養護老人ホーム

10 老人福祉センター

11 老人家庭奉仕員による世話

12 福祉事務所を設置しない町村の長は、当該町村の区域内に居住地を有する者に対する福祉の措置について、都道府県知事又は福祉事務所長が行なう第一項から第三項までに規定する事務に協力しなければならない。

13 老人家庭奉仕員による世話

14 特別養護老人ホーム

15 老人家庭奉仕員による世話

16 老人家庭奉仕員による世話

17 老人家庭奉仕員による世話

18 老人家庭奉仕員による世話

19 老人家庭奉仕員による世話

20 老人家庭奉仕員による世話

21 老人家庭奉仕員による世話

22 老人家庭奉仕員による世話

23 老人家庭奉仕員による世話

24 老人家庭奉仕員による世話

25 老人家庭奉仕員による世話

26 老人家庭奉仕員による世話

27 老人家庭奉仕員による世話

28 老人家庭奉仕員による世話

29 老人家庭奉仕員による世話

30 老人家庭奉仕員による世話

31 老人家庭奉仕員による世話

32 老人家庭奉仕員による世話

33 老人家庭奉仕員による世話

るにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。

(廃止又は休止)

第十六条 市町村及び社会福祉法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の時期について、都道府県知事の認可を受けなければならない。

(施設の基準)

第十七条 厚生大臣は、中央社会福祉審議会の意見を聞き、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について、基準を定めなければならない。

(報告の徴収等)

第十八条 厚生大臣又は都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に実地につき監督させることができる。

(改善命令等)

第十九条 厚生大臣又は都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームがこの法律若しくはこれに基づいてする処分に違反したとき、又は第十七条第一項の基準に適合しなくなつたときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又

は第十五条第二項の規定による認可を取り消すことができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定による処分を行なう場合には、当該施設の設置者に対して弁明の機会を与えるべきではない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をすべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

3 厚生大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームににつき、その事業の廃止を命じ、又は設置の認可を取り消す場合には、あらかじめ、中央社会福祉審議会又は地方社会福祉審議会の意見を聞くなければならない。

4 (施設の受託義務)

第二十条 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームは、第十一条の規定による収容の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒むではない。

第五章 費用

(市町村の支弁)

第二十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 第十条及び第十二条の規定により市町村長が行なう措置による費用

二 市町村が設置する養護老人

ホーム及び特別養護老人ホームの設置に要する費用

(都道府県の支弁)

二 市町村が設置する養護老人

ホームの設置に要する費用は、都道府県の支弁とする。

一 第十一条の規定により都道府県知事が行なう措置に要する費用

2 都道府県が設置する養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用

(準用規定)

第二十五条 社会福祉事業法第五十六条第二項から第四項までの規定は、前条の規定により補助金の交付を受け、又は国有財産特別措置法

第三条第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡若しくは貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

2 都道府県又は市町村は、前項の費用について、その遺留の物品の上に他の債権者の先取特権に対し優先権を有する。

3 第十一条及び第十一条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した都道府県又は市町村の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者(民法明治二十九年法律第八十九号)に

規定による措置に要する費用について、当該措置に要する費用の全部が第二十一条又は第二十二条の規定により支弁する費用のうち、第十条に規定する措置に要する費用については、その委託に要する費用について一時積え支弁をしなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十六条 国は、政令の定めるところにより、市町村又は都道府県知事又は市町村長が第十一条の規定により収容を委託した場合においては、その委託に要する費用に

十一条に規定する措置に要する費用

については、その三分の一を、第十一条に規定する措置に要する費用については、その十分の八を、養護

老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用については、その二分の一を負担するものとする。

2 国は、前項に規定するものは、都道府県又は市町村に対し、この法律に定める老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができる。

(遺留金品の処分)

第二十七条 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長

は、第十二条第三項の規定により葬祭の措置をとる場合においては、その死者の遺留の金銭及び有価証券を当該措置に要する費用に充てなお足りないときは、遺留

の物を充ててその代金をこれに充てることができる。

(第五章 雜則)

第三章 有料老人ホーム(常時十人以上の老人を収容し、給食その他の日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であつて、老人福祉施設でないものをいう。以下同じ。)を設置した者は、

その事業の開始の日から一箇月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項

一 施設の名称及び住所

二 設置者の氏名及び住所又は名稱及び所在地

三 条例、定款その他の基本約款

四 事業を開始した年月日

五 施設の管理者の氏名及び住所

2 有料老人ホームの設置者は、前各号に掲げる事項に変更を生じたときは、変更の日から一箇月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

3 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者に対し必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その施設の設備若しくは運営について調査させることができる。

4 都道府県知事は、有料老人ホームの設備又は運営が老人の福祉をそなうものであると認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聞き、当該有料老人ホームの設置者に対し、必要な勧告を行なうことができる。(審査厅)

第三十条 第十一条第五項の規定により市町村長が同条第一項から第三項までの規定による措置に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

(再審査請求)

第三十一条 市町村長がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつてした処分又は市町村長の管理に属する行政庁が第十一条第五項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服が

ある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

(町村の一部事務組合)

第三十二条 町村が一部事務組合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用について

は、その組合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その組合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

(指置の実施機関に変更があつた場合の経過規定)

第三十三条 町村の福祉事務所の設置又は廃止により第十一条の規定による措置をとるべき者(以下「措置の実施機関」という。)に変更があつた場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により変更前の措置の実施機関がした処分その他の行為は、変更後の措置の実施機関がした処分その他の行為とみなす。ただし、変更前に行なわれ、又は行なわれるべきであつた措置に関する費用の支弁及び負担については、変更がなかつたものとする。

(大都市の特例)

第三十四条 この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事との他の都道府県の機関若しくは職員の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)において

は、政令の定めるところにより、指定都市が處理し、又は指定都市の長その他の機関若しくは

職員が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府

県又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員に関する規定は、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に関する規定として、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは

職員に適用があるものとする。

第三十五条 日本赤十字社は、この法律の適用については、社会福祉法人とみなす。

(調査の嘱託及び報告の請求)

第三十六条 措置の実施機関は、福祉の措置に關し必要があると認めるとときは、当該措置を受け、若しくは受けようとする老人又はその扶養義務者の資産又は収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、当該老人若しくはその扶養義務者、その雇主その他の関係人に報告を求めることができる。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行し、この法律による改正後の公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十九条の規定は、この法律の施行の日から一箇月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、第二十九条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならぬ。

(経過規定)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により同法の規定による養老施設に取容されている者は、第十一条第一項第二号の措置を受けて取容されている者とみなす。

(地方自治法の一部改正)

第三条 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の生活保護法の規定による養老施設は、この法律の規定により設置した養老施設とみなす。

(第二条第三項第六号中「養老施設」を削り、「児童福祉施設」の下に「老人ホーム等の老人福祉施設」を加え、同条第五項第四号中の「養老施設」を「老人ホーム」に改め

第七条 地方自治法の一部を次のよう

に改正する。

第二百五十二条の十九第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 老人福祉に関する事務

(保健所法の一一部改正)

第二百五十七条中「乳幼児」の下に「並びに老人」を加える。

(第八条 保健所法(昭和二十二年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

六の二 老人福祉に関する事務

(第九条 地方財政法(昭和二十三年法律第一百九号)の一部を次のように改正する。

第二百五十七条中「乳幼児」の下に「並びに老人」を加える。

(第十条第七号の三の次に次の二号を加える。

七の四 老人の健康診査、養護

委託及び葬祭並びに養護老人ホ

ームに要する経費

(第五条 この法律の施行の際現に存する有料老人ホームの設置者は、この法律の施行の日から一箇月以内に、その施設の所在地の都道府

県知事に、第二十九条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

(社会福祉事業法附則第七項に関する特例)

第六条 社会福祉事業法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。

(第六条)

第七条 地方自治法の一部を次のよ

うに改正する。

第二百五十二条の十九第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 老人福祉に関する事務

(保健所法の一一部改正)

第二百五十七条中「乳幼児」の下に「並びに老人」を加える。

(第八条 保健所法(昭和二十二年法律第一百九号)の一部を次のように改正する。

六の二 老人福祉に関する事務

(第九条 地方財政法(昭和二十三年法律第一百九号)の一部を次のように改正する。

第二百五十七条中「乳幼児」の下に「並びに老人」を加える。

(第十条第七号の三の次に次の二号を加える。

七の四 老人の健康診査、養護

委託及び葬祭並びに養護老人ホ

ームに要する経費

(第十一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第五十二条の五の次に次の二号を加える。

五十二条の六 老人福祉法(昭和三十八年法律第二号)の定めることにより、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について基準を定めること。

第十二条第九号の次に次の二号を加える。

九の二 老人福祉法を施行すること。

第十九条第一項の表の種類の欄中「社会福祉審議会」を中央社者福祉審議会を「中央身体障害者福祉審議会」を「身体障害者福祉審議会」に改める。

(身体障害者福祉法一部改正)

第十二条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「中央身体障害者福祉審議会及び地方身体障害者福祉審議会」を厚生省に附屬機関として、身体障害者福祉審議会として、身体障害者福祉審議会(以下「審議会」という。)に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項及び第五項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改め、同条中第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項中「中央身体障害者福祉審議会及び地方身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改め、同項を同条第八項とする。

五項とする。

第七条第一項中「中央身体障害者福祉審議会は」を「審議会は」に改め、「地方身体障害者福祉審議会は委員三十人以内で」を削ること。

第十二条第九号の次に次の二号を加える。

九の二 老人福祉法を施行すること。

第十九条第一項の表の種類の欄中「社会福祉審議会」を「中央身体障害者福祉審議会」に改め、「官吏又は吏員」を「職員」に改め、「又は都道府県知事」を削る。

第八条中「身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改める。

第十五条第一項中「地方身体障害者福祉審議会」を「地方社会福祉審議会」に改め、同条第十一項中「中央身体障害者福祉審議会」を「中央身体障害者福祉審議会」に改める。

第十九条の二第六項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改める。

第三十条第一項ただし書中「養老施設」を削る。

第十三条 生活保護法の一部を次のように改正する。

(生活保護法の一部改正)

第十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

(公職選挙法の一部改正)

第十五条第三号中「妊娠」の下に「老衰」を加える。

第十六条第一項ただし書中「養老施設」を削る。

第十七条第三号中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第十八条第一項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改める。

第三十九条第二第六項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改める。

第十九条の二第六項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改める。

第三十条第一項ただし書中「養老施設」を削る。

第三十一条 第二項中第十号中「児童福祉施設」の下に「老人福祉による老人福祉施設」を加える。

第十七条の四第一項第四号中「児童福祉施設」の下に「老人福祉による老人福祉施設」を加える。

第三百四十八条第二項第十号中「児童福祉施設」の下に「老人福祉による老人福祉施設」を加える。

第三百四十九条第一項中第十号中「児童福祉施設」の下に「老人福祉による老人福祉施設」を加える。

第三百五十条第一項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改める。

第三百五十六条第一項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改める。

第三百五十七条第一項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改める。

第三百五十八条第一項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改める。

第三百五十九条第一項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改める。

第三百六十条第一項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改める。

第三百六十二条第一項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改める。

第三百六十三条第一項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改める。

第三百六十四条第一項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改める。

第六条第一項の規定は、

前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

第八十四条の二の次に次の二条を加える。

(保護の実施機関についての特例)

第八十四条の三 老人福祉法(昭和三十八年法律第二号)第十号中「第六号」を「第五号」に改め、同号中「第二号」に改め、同条第三号及び第四号を「第五号」に改め、同条第四号中「第四号及び第五号」を「第三号」に改め、同条第三号中「第六号」を「第五号」に改め、同条第四号中「第四号」に改め、

第十四条第一項中「都道府県の設置したものについては厚生大臣、市町村の設置したものについては都道府県知事が、身体障害者福祉審議会の意見を聞いて」を「都

道府県の設置したものについては厚生大臣が審議会の意見を聞いていたものとみなして、第十九条第三項の規定を適用する。

第十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

(地方税法の一部改正)

第十七条の四第一項第四号中「児童福祉による老人福祉施設」を加える。

第十九条第一項の規定は、

社会福祉に関する事項を除く。を調査審議するため、都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六に規定する都市(以下「指定都市」という。)に地方社会福祉審議会を置く。

第十六条に次の二項を加える。

4 中央社会福祉審議会は、社会福祉の増進を図るために、芸能、出版物等を推薦し、又はそれらを作成し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

第七条第二項中「委員の総数の三分の一以内の」を削る。

第八条第一項中「左の」を「次の」に改め、「厚生大臣」の下に「又は都道府県知事若しくは指定都市の長」を加える。

第十条第一項中「社会福祉審議会」を「中央社会福祉審議会」に改め、「生活保護専門分科会」の下に「老人の福祉に関する事項を調査審議するため、老人福祉専門分科会」を加え、同条第二項中「社会福祉審議会」を「中央社会福祉審議会」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 地方社会福祉審議会に、身体障害者の福祉に関する事項を調査するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会を置く。

4 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

第十一條 中央社会福祉審議会に改める。

第十二条 次のように改める。

(政令への委任)

第十二条 この法律で定めるもののはか、社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第十三条 第一項中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市」を「指定都市」に改め、同条第六項中「児童福祉法」の下に「老人福祉法」を加える。

第十七条 第三項中「児童福祉法」の下に「老人福祉法」を加える。

第十九条 及び第二十条中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市」を「指定都市」に改め、「児童福祉法」の下に「老人福祉法」を加える。

第十六条 国有財産特別措置法の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「若しくは児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十六条の二第一項」を、「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十六号)第五十六条の二第一項」に改める。

第一項若しくは老人福祉法(昭和三十八年六月十四日 衆議院会議録第三十四号 老人福祉法案 公衆電気通信法及び有線電気通信法の特別の財政援助等に関する法律

三十八年法律第 号)第二十四

条第二項に改める。

(入場税法の一部改正)

第十七条 入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のよう

に改正する。

別表の主催者の欄中第十三号を

第十四号とし、第十一号及び第十二号を一号ずつ繰り下げ、第十号

の次に次の二号を加える。

一 老人福祉法(昭和三十八年法律第 号)による老人福祉施設(この表において「老人福祉施設」という。)を設置する者

別表の支出先又は支出の目的の欄中「児童福祉施設」の下に「老人福祉施設」を加える。

(社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正)

第十八条 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の二までに改める。

第六条 第一項第一号中「養老施設」を削り、同項中第五号を第六号とし、第三号及び第四号を一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 老人福祉法(昭和三十八年法律第 号)第十五条第二項の規定による認可を受けた養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの特

別養護老人ホームのほか、無料または低額な料金で一般の利用できる軽費老人ホーム及び地域老人を対象とする老人福祉センターを設けることとしたしました。

最後に、これら諸施策に要する費用は、都道府県または市町村が支弁し、国は費用の性質に応じ、その十分の八ないし三分の一を負担し、またはその一部を補助することができることといたしております。

本案は、去る二月十九日本委員会に付託され、一月十二日、質疑を終わりましたが、自由民主党、日本社会党、民主社会党三党共同提案による施行期日に

充て、老人の福祉施設を幅広く、かつ強力に推進しようとするものであります。

（昭和三十七年法律第百五十号）の

第一条に改める。

（昭和三十八年四月一日）を「公布の日から起算して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日」に改める。

(昭和三十七年法律第百五十号)の

一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 老人福祉法(昭和三十一年法律第 号)第十五条

の規定により設置された養護老人ホームの災害復旧事業

「から第六号の二まで」に改める。

第四条第五項中「第六号」を

「から第六号の二まで」に改める。

老人ホーム及び特別養護老人

ホームの災害復旧事業

（委員会改正）

老人福祉法の一部を次のように

改正する。

第二条第一項第一号中「養老施設」を削り、同項中第五号を第六号とし、第三号及び第四号を一号

ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 老人福祉法(昭和三十八年法律第 号)第十五条第二項の規定による認可を受けた養護老人

ホーム及び特別養護老人ホームの特

別養護老人ホームのほか、無料または低額な料金で一般の利用できる軽費老人ホーム及び地域老人を対象とする老人福祉センターを設けることとしたしました。

最後に、これら諸施策に要する費用は、都道府県または市町村が支弁し、国は費用の性質に応じ、その十分の八ないし三分の一を負担し、またはその一部を補助することができることといたしております。

本案は、去る二月十九日本委員会に付託され、一月十二日、質疑を終わりましたが、自由民主党、日本社会党、民主社会党三党共同提案による施行期日に

そのおもなる内容について申し上げます。

まず第一は、健康診査の実施であるが、老人は一般に病人が多いので、毎年、期日または期間を指定し

ます。身体上または精神上の障害者あ

るいは家庭内の事情によって自宅で生

活できない老人は、その状態に応じ各種老人ホームに収容するほか、適当な家庭に預けて養護する制度を設ける一方、日常生活を営むのに支障がある老

人の世話を、老人家庭奉仕員を派遣し

て行なわせ、また、老人クラブ等に対しても適当な援助を行なうこととしたいたしました。

第三は、老人福祉施設に関する規定であります。措置を受けた老人を収容する養護老人ホーム及び特別養護老人

ホームのほか、無料または低額な料金で一般の利用できる軽費老人ホーム及

び地域老人を対象とする老人福祉センターハウスを設けることとしたしました。

最後に、これら諸施策に要する費用は、都道府県または市町村が支弁し、国は費用の性質に応じ、その十分の八ないし三分の一を負担し、またはその一部を補助することができることといたしております。

本案は、去る二月十九日本委員会に付託され、一月十二日、質疑を終わりましたが、自由民主党、日本社会党、民主社会党三党共同提案による施行期日に

なお、本案には三党共同にかかる附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

老人福祉法案に対する修正案

(委員会改正)

老人福祉法の一部を次のように

改正する。

老人福祉法(昭和三十八年五月十三日)を「公布の日から起算して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日」に改める。

〔参考〕

老人福祉法案に対する修正案

(委員会改正)

老人福祉法の一部を次のように

改正する。

老人福祉法(昭和三十八年五月十三日)を「公布の日から起算して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日」に改める。

老人福祉法の一部を次のように

改正する。

。

国会に提出する。

昭和三十八年五月十三日

内閣総理大臣 池田 駿

九四一

第九条の二第一項中「(昭和三十二年法律第二百五十二号)」及び「(有線放送電話に関する法律第二条第二項に規定する有線放送電話業務をいう。以下同じ。)」を削り、同条第二項に次のたゞし書を加え。

ただし、公衆電気通信法第五

十四条の三第一項に規定する接続通話契約を締結した場合において、その契約に基づいてするときは、この限りでない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で改める日から施行する。

この法律の施行の際現に、公衆電気通信法(以下「公衆法」といふ。)第十二条の二の規定により日本電信電話公社(以下「公社」といふ。)が試行的に提供する有線放送接続電話試験実施のための契約約款(昭和三十六年日本電信電話公社公示第百四号)に基づき提供される試行役務をいう。の提供を受ける契約(以下「試行契約」という。)を公社と締結している者は、この法律の施行の時において、当該試行契約に代えて、公社と第二種接続通話契約(改正後の公衆法第五十四条の三第二項の第二種接続通話契約をいう。)を締結したものとみなす。

前項の規定により公社と締結したものとみなされる第二種接続通話契約でこれに係る從前の試行契約が昭和三十八年四月三十日までに締結されたものについては、そ

の接続通話契約に係る有線放送電話設備(改正後の公衆法第五十四条の三第一項の有線放送電話設備をいう。)による有線放送電話接続回線(同項の有線放送電話接続回線をいう。以下同じ。)を通じての範囲は、改正後の公衆法第五十四条の五の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して三年間は、なお、この法律の施行の際に効力を有していた前項の契約約款の相当規定の例によるものとする。この場合における公衆法の規定の適用については、同条第一号の市内接続通話たる通話以外の通話(有線放送電話接続回線を通ずる通話に限る。)は、これを市外接続通話とする。

改正の第一点は、公衆電気通信法の一部を改正して、公社の提供する公衆電気通信役務の一様として、新たに有線放送電話接続通話の制度を設けようとすることがあります。

改正の第二点は、有線電気通信法の一部を改正して、同一市町村内に二つ以上の有線放送電話設備がある場合、共同設置の方法により、この地域内の住民の相互通信連絡を可能にしようとするものであります。

なお、現在設けられている試験設備について、改正法の規定にかかる接続通話ができるようにするための経過規定を設けております。

三日本案の付託を受け、特に参考人の意見を聴取するなど、慎重審査の後、

六月十二日の会議において採決の結果、全会一致をもつて本案を可決いたしましたが、採決の後、委員会は、農山漁村地帶における公社電話設備の填充、サービスの改善及び有線放送電話に對して適切な措置を行なうべきこと

を内容とする附帯決議を、これまで全会一致で可決した次第であります。

以上をもつて、御報告を終わります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。通信委員長本名武君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔本名武君登壇〕

○本名武君 ただいま議題となりました公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案に関し、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案は、内閣提出にかかるものであ

りまして、その趣旨とするところは、最近の農山漁村における公衆電気通信事情にかんがみ、有線放送電話と日本電信電話公社の電話との間の通話ができるようにするなど、関係法律を改正して農山漁村における電気通信の利便性を高めようとするものであります。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

海外移住事業団法案(内閣提出)

○草野一郎平君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

○議長(清瀬一郎君) 草野一郎平君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

○議長(清瀬一郎君) 草野一郎平君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

○議長(清瀬一郎君) 海外移住事業団法案を議題といたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(清瀬一郎君) 海外移住事業団法案を議題といたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(清瀬一郎君) 海外移住事業団法案を議題といたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

第四章 業務(第二十一条—第二十四条)

第五章 財務及び会計(第二十五条—第三十六条)

第六章 監督(第三十七条—第三十八条)

第七章 罰則(第三十九条—第四十条)

第八章 附則(第四十二条—第四十四条)

第一章 総則

(目的)

第一条 海外移住事業団は、移住者の援助及び指導その他海外移住の振興に必要な業務を國の内外を通じて一貫して効率的に行なうこととする目的とする。

第二条 海外移住事業団(以下「事業團」といふ。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業團は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業團は、外務大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 事業團の資本金は、八億円の全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるとき

は、予算で定める金額の範囲内に

おいて、事業團に追加して出資することができる。

8 事業團は、前項の規定による政

府の出資があつたときは、その出

資額により資本金を増額するものとする。

(登記)
第五条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

(名称の使用制限)
第六条 事業団でない者は、海外移住事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)
第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

(役員)
第二章 役員及び職員
第八条 事業団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事四人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)
第九条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は理事長を通じて外務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)
第十条 理事長及び監事は、外務大臣が任命する。

2 理事は、外務大臣の認可を受け、理事長が任命する。

(役員の任期)
第十一条 理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。
(役員の欠格条項)
第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

3 役員は、再任されることができる。

(代理人の選任)
第十五条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代理権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理権の制限)
第十六条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の從事者及びその他の事業を行なう者(移住者及びその団体を除く。)に対する代理権を有する代理人を選任することができる。

(業務の範囲)
第十七条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員の解任)
第十八条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 運営審議会
(運営審議会)
第十九条 事業団に、運営審議会を置く。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要な事項を審議する。

3 運営審議会は、事業団の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は理事長を通じて外務大臣に意見を提出することができる。

2 事業長は、前項の規定により理事長の認可を受けたとすれば、この限りでない。

3 理事長は、前項の規定により理事長の認可を受けたときは、理事長の解任しようとするときは、あらかじめ、外務大臣の認可を受けなければならない。

4 運営審議会は、委員十五人以内で組織する。

八 移住者及びその団体で海外において農業、漁業、工業その他事業を行なうものに対しても、その事業に必要な資金を貸付され、及びその事業に必要な資金の借入に係る債務について保証すること。

九 海外において農業、漁業、工業その他事業を行なう者(移住者及びその団体を除く。)に対して、その者が移住者をその事業に受け入れることが確実であり、かつ、その受入れが海外移住の振興に寄与すると認められる場合に、その受入れに關してその事業に必要な資金を貸し付けること。

十 前九号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

2 事業団は、前項第十一号に掲げる業務を行なうとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項に掲げる業務を行なう場合には、当該團の法令の定めるところによるものとす。

(業務の委託)

第二十二条 事業団は、必要があるときは、外務大臣の認可を受け、その指定する地方公共団体その他の団体に前条第一項各号に掲げる業務（第二号に掲げる業務のうちあつせんに係る業務及び第三号に掲げる業務のうち渡航費の貸付けに係る業務を除く。）の一部を委託することができる。

(基本方針)

第二十三条 外務大臣は、毎事業年度、事業団の業務について基本方針を定め、当該事業年度の開始前に、これを事業団に指示するものとする。

(業務方法書)

第二十四条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、外務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(業務方法書)

第二十五条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

(事業年度)

第二十六条 事業団は、次に掲げる経理について、政令で定めるとこにより、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

一 第二十一条第一項第三号に掲げる業務のうち渡航費の貸付けに係る業務及びこれらに附帯する業務に係る経理

二 第二十一条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理

二 第二十一条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理

三 第二十一条第一項第八号及び第九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理

（事業計画等の認可）

第二十七条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、外務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第二十八条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後四月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。外務大臣は、やむを得ない事情があると認めるときは、事業団の申請により、二月をこえない範囲内において、前項の期間を延長することができる。

2 前項の財務方法書に記載すべき事項は、外務省令で定める。

第五章 財務及び会計

（事業年度）

第二十五条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

（区分経理）

第二十六条 事業団は、次に掲げる経理について、政令で定めるとこにより、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

一 第二十一条第一項第三号に掲げる業務のうち渡航費の貸付けに係る業務及びこれらに附帯する業務に係る経理

二 第二十一条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理

三 事業団は、第一項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するとともに、報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表を外務大臣に提出する。

3 事業団は、第一項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するとともに、報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表を外務大臣に提出する。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、外務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

（利益及び損失の処理並びに納付金）

第二十九条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越

した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならぬ。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額しない。

3 事業団は、第一項に規定する残余の額から同項の規定により積立てた額を控除して金として積み立てた額を残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 第一項の利益金の計算の方法及び前項の納付金の納付の手続その他の同項の納付金に關する必要な事項については、政令で定める。

5 事業団は、外務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 事業団は、外務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十
八号）第三百九条から第三百十一
条までの規定は、前項の規定によ
り委託を受けた銀行又は信託会社
について準用する。

8 第一項及び第四項から前項まで
に定めるもののほか、債券に関する
必要な事項は、政令で定める。

（交付金の交付）

第三十条 事業団は、外務大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は海外移住債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

3 事業団は、第一項の規定により短期借入金をし、又は海外移住債券を発行することができる。

（償還計画）

第三十一条 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、その業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

（借入金及び海外移住債券）

第三十二条 事業団は、毎事業年

度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、外務大臣の認可を受けるなければならない。

（余裕金の運用）

第三十三条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

1 国債その他外務大臣の指定する有価証券の取得

2 銀行若しくは外国銀行への預

金 又は郵便貯金

（財産の処分等の制限）

第三十四条 事業団は、外務省令で定める重要な財産を譲渡し、交換

し、又は担保に供しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十五条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときには、外務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（外務省令への委任）

第三十六条 この法律に規定するもののか、事業団の財務及び会計について必要な事項は、外務省令で定める。

第六章 監督

（監督）

第三十七条 事業団は、外務大臣が監督する。

2 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に對して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十八条 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に對してその業務に關し報告させ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができ。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す證明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(連絡等) 第三十九条 事業団は、その業務の運営について、地方公共団体と密接に連絡するものとする。

2 地方公共団体は、事業団に対する業務の運営について協力するよう努めるものとする。

3 第四十一条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(協議) 第四十二条 事業団の解散には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十二条、第二十四条第一項、第二十七条、第三十条第一項、第三十二条、又は第三十一条又は第三十六条の規定により外務大臣を認可をしようとするとき。

二 第二十四条第二項、第三十四条又は第三十六条の規定により外務省令を定めようとするとき。

三 第二十八条第一項又は第三十五条の規定による承認をしようとするとき。

四 第三十三条第一号の規定による認可をしようとするとき。

五 第三十七条第二項の規定による命令に違反したとき。

第六条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四条、附則第十六条及び附則第十七条、附則第十六条及び附則第十七条の引継ぎ。

第一項の規定による認可をしようとするとき。

2 外務大臣は、次の場合には、あらかじめ関係各大臣に協議しなければならない。

一 第二十二条第二項の規定による認可をしようとするとき。

2 第二十二条第二項の規定によ

る。第三十九条 事業団は、その業務の運営について、地方公共団体と密接に連絡するものとする。

3 第二十三条の規定により基本方針を定めようとするとき。

(罰則)

4 第四十二条 第三十八条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

5 第四十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により外務大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

3 第三条 外務大臣は、設立委員会を立て、事業団の設立に関する事務を處理させる。

4 第二條 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対して、出資金の払込みの請求をしなければならない。

5 第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務に就くことを怠つたとき。

6 第五条 事業団は、設立の登記をする。

7 第六条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四条、附則第十六条及び附則第十七条の引継ぎ。

8 第七条 日本海外移住振興株式会社

2 第四十二条 第三十八条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

3 第四十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

4 第四十四条 第二十二条第二項の規定によ

る。第三十九条 事業団は、その業務の運営について、地方公共団体と密接に連絡するものとする。

5 第四十五条 第二十二条第二項の規定によ

る。第六条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四条、附則第十六条及び附則第十七条の引継ぎ。

7 第二章 第二条 設立委員は、前項に規定する決議を得て、設立委員に対し、事業団にその営業の全部を出資すべき旨を申し出ることができる。

8 第二条 外務大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

9 第二章 第二条 第二項の規定により、設立委員に對して、事業団において、その一切の権利及び義務を承継すべき旨を申出する。この場合においては、他の法令で定める日から施行する。

10 第八章 罰則

11 第四十八条 第三百四十三条に規定する株主総会の決議を得て、設立委員に対し、事業団にその営業の全部を出資すべき旨を申し出することができる。

12 第二章 第二条 第二項の規定により、設立委員は、前項に規定する決議があつたときは、政令で定める日から施行する。

13 第二章 第二条 第二項の規定により、設立委員は、前項に規定する株式は、前項の認可があつた時に会社が買取つて消却したものとみなす。

14 第二章 第二条 第二項の規定によ

る。第八条 前項の場合は、政令で定める日から施行する。

15 第二章 第二条 第二項の規定により、設立の登記をしなければならない。

の一般会計及び産業投資特別会計から会社に対し出資された額は、事業団の成立の時において、それぞれ政府の一般会計及び産業投資特別会計から事業団に対しても出資されたものとする。

9

第七項の規定により会社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
(会社から承継する債務の保証)

第八条 政府は、附則第七条第七項の規定により事業団が会社から承継する債務のうち、日本海外移住振興株式会社第十六条の規定により政府が手形を買取る旨の契約をした外国銀行に対する会社の借入金に係る債務について、その承継の日において、事業団のために当該債務に係る手形を買取る旨の契約をし、及び当該債務に係る利息債務について保証するものとする。
(区分経理)

第九条 附則第七条第七項の規定により事業団が会社の権利及び義務を承継した場合におけるその資産及び負債の経理については、これ勘定を設けて整理するものとす

る。
2 前項の規定による経理の方法、勘定の処理その他区分経理に関する必要な事項については、政令で定める。
第十条 附則第六条第三項及び附則(非課税)
第七条第七項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得について

ては、不動産取得税を課すこと

(租税特別措置法の一部改正)
(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を(遅延規定)

九ノ五ノ四 海外移住事業団
発スル証書 帳簿
(所得税法の一部改正)

四 海外移住事業団を監督すること。

第十一條 この法律(附則第一条ただし書に係る部分を除く。以下この条において同じ。)の施行の際現に海外移住事業団という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十二条 事業団の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかるわざず、その成立の日に始まり、昭和三十九年三月三十日に終わるものとする。

第十三条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十七条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。
(日本海外移住振興株式会社法の廃止等)

第十四条 日本海外移住振興株式会社法は、廃止する。

2 前項の規定の施行前にした廢止の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第十五条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第一百九十五号)の一部を次のように改正する。
第二十四条第二項中「雇用促進事業団」の下に、「海外移住事業団」を加える。

第十九条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五条第九号ノ五ノ三の次に次の二号を加える。

第十六条 税特法(昭和三十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条 財團法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律(昭和三十五年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

九ノ五ノ四 海外移住事業団を監督すること。

第十八条 律 第二十一条第一項中「海外移住事業団」の下に「海外技術協力事業団」を加える。
(登録税法の一部改正)

第十九条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

第二十条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

第二十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

第二十二条 地方税法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

第二十三条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

第二十四条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

第二十五条 行政管理庁設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

第二十六条 行政管理庁設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

第二十七条 行政管理庁設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

第二十八条 行政管理庁設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

第二十九条 行政管理庁設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○野田武夫君 大だいま議題となりました海外移住事業団法案につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。政府は、かねて海外移住の重要性にかんがみ、海外移住政策に海外移住者に対する基本的な考え方について意見を求めておりましたところ、海外移住は国民に海外における創造的活動の場を与え、相互の開発に協力し、わが国の国際的地位と日本国民の国際的声価を高めることを指導目標とし、このためには海外移住に関する行政機関の一元化をはかり、公的な実務機構を刷新して政府の業務をこれに移し、自主的運営をもつて海外移住の推進を行なわしむべきであるとの答申を得ましたので、この答申に基づき、移住者の援助及び指導等の業務を國の内外を通じて一貫して効率的に行なう目的のもとに海外移住事業団を

設立することとし、本法案を提出いたしました。

海外移住事業団は法人とし、資本金は、八億円と事業団が承継する日本海外移住振興株式会社に対する政府の出資金との合計額で、全額政府出資であります。

事業団の業務は、移住に関する調査、あつせん、移住者の援護及び金融、移住地の取得、造成等であります。

事業団は外務大臣が監督することになり、外務大臣は業務の運営について大蔵大臣、農林大臣その他の関係各大臣と協議することになつております。

また、本案の附則において、事業団は財團法人日本海外協会連合会及び日本海外移住振興株式会社の一切の権利義務を承継し、同連合会及び同株式会社は解散すること、日本海外移住振興株式会社は廃止することを規定しております。

本案は、三月八日外務委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ない、参考人より意見を聴取し、また農林水産委員会と連合審査会を開く等、慎重に審議を行なつました。御了承を願います。

六月十四日、質疑を終了いたしましたところ、日本社会党より四主要項目に関する修正案が提出されました。修正案に対し、討論を省略して採決を行なつましたところ、賛成少數をもつて否決すべきものと議決いたしました。否決すべきものと議決いたしましたところ、本案に対し、討論を省略して採決を行なつましたところ、全会一致

をもつて原案どおり可決すべきものと議決いたしました。

その際、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同提案にかかる附帯決議案が提出されました。すなわち、政府は海外移住の基本理念及び振興策を明らかにした海外移住法を次期通常国会に提出すること、ほか九項目であります。採決の結果、本決議案は全会一致をもつて原案どおり議決いたしました。

なお、右の附帯決議に対し、大平外務大臣より、本附帯決議の趣旨を体して最善を尽くす旨の発言がありました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○公共企業体職員等共済組合法の一
部を改正する法律案

昭和三十八年三月四日

内閣総理大臣 池田 勇人

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

○公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和三十八年三月四日

内閣総理大臣 池田 勇人

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

その際、公共企業体職員等共済組合法の一一部を改正する法律案を議題といたしました。

改正する法律案を議題といたしました。

十一月一日から施行する。

(撲除に関する経過措置)

附則第二十四条第十項中「若しくは第三項」を削る。

改定する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)以下「法律第百五十五号」という。附則第四十四条第一項又は第二項に規定する事由が生じたことにより、その者の組合員期間の計算につきこの法律に用するとしたならば、除算され

いた期間がその者の組合員期間に算入すべきこととなるときは、当該退職又は死亡に係る長期給付

は、新法の規定の例によるものと

する。

2 更新組合員が昭和三十七年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に、法律第百五十五号

附則第四十四条の規定により新たに普通恩給である軍人恩給を受け

る権利又は資格を取得した後退職

し、又は死亡したときは、当該退

職又は死亡に係る長期給付は、新

法の規定の例によるものとする。

3 更新組合員が昭和三十七年十月一日からこの法律の施行の日の前

日までの間に、法律第百五十五号

附則第四十四条の規定により新た

に普通恩給である軍人恩給を受け

る権利又は資格を取得した場合に

おいて、この法律の施行の日から起算して九十日以内に、当該軍人

恩給を受けることを希望しない旨

を裁定庁に申し出たときは、その

者は、当該軍人恩給を受ける権利

又は資格を取得しなかつたものと

みなす。

改定する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)以下「法律第百五十五号」という。附則第四十四条第一項又は第二項に規定する事由が生じたことにより、その者の組合員期間の計算につきこの法律に用るとしたならば、除算され

いた期間がその者の組合員期間に算入すべきこととなるときは、当該退職又は死亡に係る長期給付

は、新法の規定の例によるものと

する。

4 附則第十六条第三項中「当該退職時金に係る退職一時金額」を

「当該退職一時金」に、「当該退職一時金基礎額」を

「当該退職一時金に相当する金額」を「その

金額」に改める。

一 製造業の原材料として重要な金属の原料となる鉄又は製造業の原材料として重要な鉄物のうち生産費の引下げを促進する必要があるものであつて政令で定めるもの

二 前号の政令で定める鉄物から生産される金属のうち生産費の引下げを促進する必要があるものであつて政令で定めたもの

3 本条 通商産業大臣は、鉄業審議会の意見をきいて、基本計画を実施を図るため必要な実施計画を定めなければならない。

4 通商産業大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を告示しなければならない。

(実施計画)

第四条 通商産業大臣は、毎年、鉄業審議会の意見をきいて、基本計画を実施を図るため必要な実施計画を定めなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(計画の変更)

第五条 通商産業大臣は、鉄物の国際価格、内外の需給事情その他経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、鉄業審議会の意見をきいて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第三条 通商産業大臣は、鉄業審議会の意見をきいて、金属鉄業等の国際競争力を強化してこれを安定させることを定めなければならない。

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 目標年度における鉄産物の生産目標を合理化の目標

二 目標年度における鉄産物の生産の目標

三 前二号に掲げるもののほか、技術の向上、設備の近代化その他の国際競争力の強化に関する重要事項

3 基本計画は、鉄産物の国際価格、内外の需給事情その他の経済事情を勘案し、鉄産物の安定的かつ低廉な供給の確保を図ることを旨として定めるものとする。

4 通商産業大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を告示しなければならない。

2 第三条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(取決め)

第六条 鉄産物の生産の事業を営む者及びその需要者は、当該鉄産物(当該鉄産物が第二条第一項第一号の政令で定める鉄物の場合については、当該鉄物又は当該鉄物から生産される同項第二号の政令で定める金屬)の輸入の制限の廃止その他これに準ずる措置がとられることにより、当該鉄産物の販売価格が実施計画に定める生産費を下り、その生産の事業を営む者の相当部分の事業の繼續が困難となるに至るおそれがあるため、基本計画は、鉄産物の国際価格、内外の需給事情その他の経済事情を勘案し、鉄産物の安定的かつ低廉な供給の確保を図ることを旨として定めるものとする。

4 通商産業大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を告示しなければならない。

2 第三条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(公正取引委員会との関係)

第八条 通商産業大臣は、第六条第一項若しくは第四項の規定による届出を受理し、又は同条第二項若しくは第三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

2 公正取引委員会は、第六条第一項の規定による届出に係る取決めが前項各号に適合するものでなくなつたと認めるとときは、その取決めを縮約してある者に対し、その変更又は廃止を命じなければならない。

4 第一項の規定による届出に係る取決めを縮約している者は、その取決めを廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二年法律第五十四号)の規定は、

3 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

(援助)

第九条 政府は、基本計画の達成による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

第十二条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、金属鉄業等を営む者又は鉄産物の需要者に對し、その業務に關し報告をさせることができる。

て、取決めを締結することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、届出に係る取決めが次の各号に適合するものでないと認めるとき

は、その取決めの締結前に、その取決めを締結しようとする者に対して、その取決めの変更を命じ、又はその締結を禁止しなければならない。

2 前項に規定する要件に適合するものであることを。

2 前項に規定する事態を克服するため必要な程度をとること。

2 前項に規定する事態を克服するため必要な程度をとること。

3 不當に差別的でないこと。

4 その取決めに参加し、又はその取決めから脱退することを不能に制限しないこと。

5 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による届出に係る取決めが前項各号に適合するものでなくなつたと認めるとときは、その取決めを縮約してある者に対し、その変更又は廃止を命じなければならない。

4 第一項の規定による届出に係る取決めを縮約している者は、その取決めを廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

(報告の徴収)

第十三条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、金属鉄業等を営む者又は鉄産物の需要者に對し、その業務に關し報告を

術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(勧告)

第十四条 通商産業大臣は、第二条第一項第二号の政令で定める金属の原価となる鉄物の輸入価格その他の輸入取引の条件が著しく悪化し、当該金属の生産費が実施計画に定める生産費をこえるおそれがある場合において、基本計画の達成を図るために必要があると認めるとときは、鉄業審議会の意見をきいて、当該金属の生産の事業を営む者に対し、当該鉄物の輸入取引の条件を改善すべき旨の勧告をすることができる。

2 通商産業大臣は、第二条第一項第二号の政令で定める金属の生産費が実施計画による処分に違反したとき。

2 次条第三項の規定による公示があつた後一月を経過したとき。

(罰則)

第十二条 前条の規定による報告をせぬ、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して、同項の刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和四十三年三月三十一日までに廃止するものとする。

理 由

鉱産物の輸入に関する事情の変化が金属鉱業等に及ぼす影響に対処し、三十一年までに安定を図るため、その国際競争力を強化してこれを安定させるための計画を定めるとともに、その計画に従い、鉱産物の生産及び価格の安定を図りつつその生産費の引下げを促進する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員会理事白瀬仁吉君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔白瀬仁吉君登壇〕

○白瀬仁吉君 ただいま議題となりました金属鉱業等安定臨時措置法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

わが国金属鉱業は、国民经济の発展に不可欠な鉱産物を供給する重要な基礎産業であり、地域經濟に及ぼす影響もそこらに大きな産業であります。が、その国際競争力は比較的劣弱であり、加えて銅、鉛、亜鉛等の鉱産物は国際価格が異常に低落し、貿易の自由化を迎へ、きわめて憂うべき事態に直面していることは御承知のことおりであります。

かかる情勢に対処して、去る三十七年五月、本院において金属鉱業危機打開に関する決議を行ない、今国会においては、さきに金属鉱物探査・資源事業団法を制定する等、金属鉱業政策を推進しているのであります。が、今回さらには金属鉱業等の長期安定をはかるたために、金属鉱業等の国際競争力を強化し、これを安定させるため、基本計画並びに実施計画の策定であります。これらは、通商産業大臣が鉱業審議会の意見を聞いて、鉱産物の安定的かつ低廉な供給を確保するため、合理化目標、生産目標等について定めるものであります。

第一に、金属鉱業等の国際競争力を強化し、これを安定させるため、基本計画並びに実施計画の策定であります。これらの計画は、通商産業大臣が鉱業審議会の意見を聞いて、鉱産物の取り扱いを確保するため、合理的目標、生産目標等について定めるものであります。

第二に、鉱産物の引き取りに関する事務の価格、数量その他取引に関する事

項について取りきめを締結することが

できるものとし、私的独占禁止法の適用除外としたことであります。

第三に、政府の援助及び勧告についてであります。政府は、基本計画の達成をはかるため、資金のあつせん等所要の援助につとめるとともに、特に必

要がある場合には、原料鉱石の輸入条件の改善、引き取り取りきめの締結または生産制限について勧告を行なうことがでることであります。

なお、本案は昭和四十三年三月三十日をもって廃止するものであります。

本案は、去る五月二十七日当委員会に付託され、同月二十八日福田通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、同月三十一日商工委員会金屬鉱山に関する小委員会の審査に付し、同小委員会は自來數次にわたり慎重に質疑及び懇談を行ない、本日、小委員会の審査を終了し、直ちに本委員会において採決に付しましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、重要鉱産物滞貨買い上げ機関の設置及び基本計画、実施計画における資金計画の明確化等について特段の配慮を払うべき旨の附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告を終わります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしま

す。

〔議長報告のとおり決するに御異議ありませんか。〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

午後八時十二分散会

（政府委員承認）
一、去る十一日、清瀬議長は、池田内閣總理大臣申出の、次の者を第四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房長官 黒金 泰美
大蔵省主計局法規課長 相澤 英之
総理府総務長官 德安 實藏
運輸大臣官房長 今井 繁文
運輸大臣官房官 上原 啓
房会計課長

運輸省海運局長 若狭 得治

運輸省船員局長 山崎 城

運輸省鐵道監督局長 廣瀬 真一

運輸省航空局長 炙内 一彦

海上保安庁長官 辻 章男

海上保安庁次長 佐藤 光夫

海上保安庁次長 佐藤 光夫

運輸省船員局長 山崎 城

運輸省鐵道監督局長 廣瀬 真一

運輸省航空局長 炙内 一彦

海上保安庁長官 辻 章男

海上保安庁次長 佐藤 光夫

（政府委員退任）
一、去る十一日、池田内閣總理大臣から清瀬議長宛、十一日議長において承認した黒金泰美外十名を同日第四十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

（政府委員解任）
一、去る十一日、池田内閣總理大臣から清瀬議長宛、同日（運輸省鐵道監督局国有鐵道部長）向井重郷の第四十三回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

（政府委員退任）
一、去る十一日、池田内閣總理大臣から清瀬議長宛、十一日付をもつて内閣官房長官黒金泰美および總理府總務長官德安實藏は退職したのでそれぞれ政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

（政府委員解任）
一、去る十一日、本院は公安審査委員会委員岡村二一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(特別委員補欠選任)

一、去る十二日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害対策特別委員

加藤常太郎君

長谷川 保君

一、昨十三日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害対策特別委員

坂本 泰良君

三宅 正一君

(案約提出)

一、去る十二日、内閣から提出した条約は次の通りである。

長雨等による農作物等の被害に対する緊急措置に関する決議案(大久保武雄君外十名提出)

(議案受領)

一、昨十三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

(議案受領)

一、昨十三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

一、去る十三日、予備審査のため参議院から送付された内閣提出案は次の通りである。

(議案撤回通知)

一、次の議案は、去る十二日、委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

(議案撤回通知)

一、沿岸漁業振興法案(角屋堅次郎君外三十名提出)

に関する報告書及び講演會をする施設を明らかにした文書を提出しなければならないこと。

2 基本的施設に係る重点施設と改進事業に関する総合的な計画をたて、これに基づいて事業を実施する場合に、国は、助言及び助成を行なう等必要な援助等の措置を講ずること。

(都道府県が沿岸漁業の構造改善事業に関する総合的な計画)

一、都道府県が沿岸漁業の構造改善事業に関する総合的な計画

一、沿岸漁業等振興法案(内閣提出)

(議案撤回通知)

一、議案の要旨及び目的

一、政府は、毎年、国会に、沿岸漁業等について講じた施策のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対する経費として、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費及び本修正の結果必要とする経費

本案施行に要する経費としては、昭和三十八年度一般会計予算

に、漁港審議会等に必要な経費項目のうち約六十万円が計上されている。

本修正の結果必要とする経費としては、昭和三十八年度一般会計予算

に、漁港審議会等に必要な経費項目のうち約六十万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十八年六月十二日

農林水産
委員長 長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

（小字及び
一は修正）

（国の施策）

第三条 国は、第一条の目的達成

するため、沿岸漁業等について、そ

次の各号に掲げる事項に関し、そ

の政策全般にわたり、必要な施策

を総合的に講じなければならない。

なお、本修正の結果必要とする

経費は、昭和三十九年度以降、沿

岸漁業等振興審議会に必要な経費

として約百五十万円の見込みであ

る。

四 国会法第五十七条の三の規定に

よる内閣の意見の要旨

保全及び輸送の施設の整備、水

産物の取引の近代化、水産加工

業の振興、水産物の生産及び流

通の調整等によつて、水産物の

流通の合理化、加工及び需要の

増進並びに価格の安定を図ること。

五 海外市場の開拓、輸出に係る水産物の競

争力の強化、輸出取引の秩序の確立等によ

つて、水産物の輸出の振興を図ること。

六 水産物の輸入によってこれと競争關係に

ある水産物を生産する沿岸漁業等に重大

な損害を与えた又は与えるおそれがある場

合において必要があるときは、輸入の調整

等によつて、経営の安定を図ること。

七 漁業資材の生産及び流通の合理化並びに

補給の安定を図ること。

八 災害による損失の合理的な補

てん等によつて、○漁船の安定

を図ること。

九 教育、試験研究及び改良普及

の事業の充実等によつて、近代

的な沿岸漁業等の従事者として

ふさわしい者の養成及び確保を

安定に資するとともに、沿岸漁業等の従事者及びその家族がその希望及び能力に従つて適当な職業に就くことができるようになること。

二 生産性の高い漁業への転換及び漁場の利用関係の改善

労働関係の近代化等によつて、沿岸漁業等の従事者の福祉の増進を図ること。

十 八 漁村における交通、衛生、文化等の環境の整備、生活改善、

労働関係の近代化等によつて、沿岸漁業等の従事者の福祉の増進を図ること。

十一 集団操業に係る先進漁船の建

造、能率的な漁具及び漁ろう装

置の設置等経営の近代化のため

るものとする。

（沿岸漁業等について講じた施策に關する年次報告等）

十二条 政府は、毎年、国会に、

○漁業の動向に関する報告書並びに

○政府が沿岸漁業等について講じ

た施策に關する報告書及び講じよ

うとする施策を明らかにした文書

を提出しなければならない。

（沿岸漁業の構造改善事業）

十三条 国は、沿岸漁業について、

○都道府県が構造改善事業に關する

計画をたてこれに基づき構造改善

事業が実施される場合に当該計画の樹立及び実施について助言及び

行なわれるよう必要なる援助等の措置を講ずるものとする。

2 前項の構造改善事業は、次に掲げる事項を行なうために必要な事業とする。

一 生産性の高い漁業への転換及び漁場の利用関係の改善

労働関係の近代化等によつて、沿岸漁業等の従事者の福祉の増進を図ること。

二 魚礁の設置、養殖漁場の造成等生産基盤の整備及び開発

三 集団操業に係る先進漁船の建

造、能率的な漁具及び漁ろう装

置の設置等経営の近代化のため

の施設の導入

四 水産物の冷凍及び冷蔵のための共同利用施設、水産物共同加工の工場等水産物の流通及び加工の施設の整備

五 その他沿岸漁業の構造改善に

の共同利用施設、水産物共同加工の工場等水産物の流通及び加工の施設の整備

六 中小漁業の振興

第七条 国は、第二条第二項第二号に該当する沿岸漁業等の業種でそ

の業種に係る沿岸漁業等につき

の取引関係、労働環境等に関し改

善を行なつてその振興を図る必要

成立した場合には院議を尊重することといたしたい。旨の意見が述べられた。

四 水産業協同組合が行なう販売の事業の発達改善、水産物（加

工水産物を含む。以下同じ。）の沿岸漁業等の經營に係る家計の

があると認められるものについて、当該改善に係る具体的な事項を定めて公表するとともに、当該基本的事項に定めるところによりその改善を行なう。当該業種に係る中小漁業者及びその者を直接又は間接の構成員とする団体に対し、必要な助言、指導及び資金の融通のあつせんを行なう等当該業種に係る沿岸漁業等の振興に關し必要な措置を講ずるものとする。

一 水産資源の利用に関する事項

二 渔船及び漁具、漁ろう装置その他の設備並びに水産物の保護及び漁法の施設に関する事項

三 水産物の流通及び取引關係に関する事項

四 貸金等の労働条件その他の労働關係及び農地環境に關する事項

五 その他沿岸漁業等に關し必要な事項

(附) 第十二条 沿岸漁業調整審議会への諮問

第十五条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機關の長に於し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
 第十六条 審議会の庶務は、水産庁長官官房において處理する。
 (委任状)

第十七条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条から第十七条まで

及び附則第二項の規定は、昭和三十九年四月一日から施行する。

第十八条 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

第十九条 この法律は、昭和三十九年三月三十日までとする。

第五百四十四条の規定において適用する同法第九十八条第一項の規定にかかわらず、昭和三十九年三月三十日までとする。

第五百四十五条の規定による増員に伴つて任命された中央漁業調整審議会の委員の任期は、漁業法二十五条とあるのは「三十五人」と、同条第三項第二号中「十人」とあるのは「二十人」とする。

第五百四十六条の規定において適用する同法第九十八条第一項の規定にかかわらず、昭和三十九年三月三十日までとする。

第五百四十七条の規定によつて、新住宅市街地開発事業を施行するものとし、この事業の施行を有償で譲り渡そうとする者は、施行者に届け出なければならぬこと。

新住宅市街地開発法案(内閣提出)に関する報告書

日本住宅公團が建設大臣に申し出て施行することとする。

一 議案の要旨及び目的

本案は、近時、市街地における

住宅用地が、その需要の著しい増加に伴い、無計画に市街地の周辺部分に拡がり、都市計画上きわめて悪い結果をもたらしていること

にかんがみ、土地利用上の欠陥を除去するため、人口の集中の著しい市街地の周辺地域の開発に關し、

新住宅市街地開発事業を施行することにより、居住環境の良好な住宅地の大規模な供給を図り、国民生活の安定に寄与することを目的とするもので、主な内容は次の通りである。

1 人口の集中に伴う住宅の需要に応する宅地が不足し、又は不足するおそれがある市街地の周辺の住居地域及び商業地域内の

者には、必要がある場合には、事業を施行すべき土地の区域内の土地又はその土地にある権利を

収用することができるものとす

ること。

4 新住宅市街地開発事業によつて造成された宅地等の処分については、原則として公募し、公

正な方法で選考して譲受人を決定するものとし、この事業の施

行によつて土地又は建物を失つた者に対しては、優先譲渡の措

置を講ずることができるものとすること。

開発事業は、地方公共團体又は

沿岸漁業等振興審議会
(昭和三十八年漁業振興法第十二号の規定によりその権限と事項を行なうことを組合とする。)

第十三条 委員会は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮詢に応じ、この法律の施行に關する事項を調査審議する。

委員会は、前項に規定する事項に關し内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

5 新住宅市街地開発事業の施行
者から建築物を建築すべき宅地

を譲り受けた者は、二年以内に所定の建築物を建築することを義務づけるとともに、十年間は、造成宅地等又はその宅地上に建築された建築物の譲渡又は賃貸等については、原則として都道府県知事の承認を受けなければならぬものとし、これら譲受人の利用義務を確保する。

二 議案の可決理由
市街地の周辺における住宅用地の規模な供給を図り、あわせて良好な居住環境を育成するための措置として必要と認め、本案は、原案の通り可決すべきものと譲決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年六月十二日

建設委員長 福永 一臣

衆議院議長 清瀬一郎殿

老人福祉法案(内閣提出)に関する報告書

3 老人家庭奉仕員の派遣の委託と。

3 軽費老人ホームと。

本案は、老人福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人の心身の健康の保持及び生活安定のための措置を講じ、もつて老人の福祉をはかるうとするものである。

その要旨は次の通りである。

(一) 基本的理念

1 老人は、多年にわたり社会

の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ、健全で安らかな生活を保障されるものとすること。

2 老人は、常に心身の健康を保持し、その知識と経験を社会に役立たせるよう努めるものとすること。

3 老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参与する機会を与えるものとすること。

4 老人福祉増進のための事業

地方公共団体は、ひらく老

人が自主的かつ積極的に参加

できる教養講座、レクリエー

ション等の事業を実施するとともに、老人クラブ等に対し

て適当な援助をするよう努めなければならないこと。

5 身体上又は精神上著しい

困難な老人を養護老人ホー

ムに収容すること。

ウ 身体上又は精神上著しい

欠陥があるために常時介護

を必要とする老人を特別養

護老人ホームに収容すること。

2 特別養護老人ホーム

都道府県知事により(二)の2のイの措置を受けた老人を收容し、養護する施設とする。

3 都道府県の負担

都道府県は、市町村が支弁する費用について、次のとおり負担すること。

ア 健康診査に要する費用の

三分の一

3 軽費老人ホームと。

無料又は低額な料金で、老

人を収容し、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設とすること。

4 老人福祉センター

無料又は低額な料金で、老

人に対し、各種の相談に応じ、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設とすること。

4 費用に関する事項

1 支弁

都道府県又は市町村は、健

康診査、養護老人ホームへの

収容等の措置に要する費用並びに養護老人ホーム及び特別

養護老人ホームの設備に要する費用を支弁すること。

2 都道府県の負担

都道府県は、市町村が支弁

する費用について、次のとお

り負担すること。

ア 健康診査に要する費用の

イ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用の四分の一

國は、都道府県又は市町村が支弁する費用について、次のことより負担すること。

ア 健康診査に要する費用の三分の一

イ 養護老人ホームへの収容等に要する費用の十分の八

ウ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用の二分の一

4 補助

國は、都道府県又は市町村に対し、都道府県は市町村又は社会福祉法人に対し、老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができる。

5 費用の徴収

福祉の措置に要する費用は、その負担能力に応じて、老人又は扶養義務者から徴収することができる。

田 有料老人ホームに関する事項

イ 養護老人ホーム及び特別**有料老人ホーム(十人以上の老人を収容し、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設であつて、老人福祉施設でないものをいう。)を設置した者は、****右報告する。****昭和三十八年六月十二日****衆議院議長 清瀬 一郎殿
委員長 秋田 大助****[別紙]****(小字及び一括修正)****附則****(施行期日)****第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行し、この法律に****して「箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律に****よる改正後の公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第四十九条の****規定は、この法律の施行の日から起算して三箇月を経過した日後****その期日が公示され、又は告示さ****れる選挙から適用する。****[別紙]
二 老人福祉施設の職員等の待遇の改善につとめ、要員確保に特段の配慮をすること。****三 老人の健康診断については開始****年齢の引下げ及び回数の増加につき検討し、老人福祉施設内における諸施設の充実につとめること。****(内閣提出)に関する報告書****一 議案の要旨及び目的****二 公衆電気通信法の改正****(一) 公衆電気通信法に二章を設け、公社の提供する公衆電気通信業務の一種として新たに有線放送電話接続通話の制度を設ける。この場合有線放送電話は、公社の設備と接続されても公社の電話の一種となることなく、引き続き、その本來の性格を維持したまま運営されるようとする。****(二) 公社との接続通話契約は、有線放送電話業務の許可を受けた者が締結する。****本法律案は時宜に適したものであるが、なお、今後その内容を改善すべき面もあるので、政府は左記の事項につき検討の上その実現に努力すべきである。****三 本案施行に要する経費****(厚生省所管)に四十七億七千四百三十九万五千円を計上している。****記****二 老年人口の増加のすう勢並びに家族居住分離の傾向にかんがみ、****養護老人ホーム、整費老人ホーム及び公営住宅等の建設を促進すること。****ため、公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正しようとするもので、その要旨は次のとおりである。****三 老人福祉施設の職員等の待遇の改善につとめ、要員確保に特段の配慮をすること。****共同設置を認め、もつて設備相互間の通話連絡ができるようとするため、公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正しようとするもので、その要旨は次のとおりである。**

公社が郵政大臣の認可を受け定める技術基準に適合しない場合等を除き、予算の範囲内において、その申込みの全部を承諾しなければならないものとする。

(四) 有線放送接続回線をいずれの電話取扱局に取容すべきかについて、有線放送電話の交換設備と電話加入区域との関係に従い、その原則を定めることとする。

(五) 接続通話契約の解除または通話の停止については加入電話の規定を準用するほか、契約者が有線放送電話業者の地位を失つた場合においても、公社は契約を解除するものとする。

(六) 接続通話契約者は、その交換設備による接続通話の交換の順序については、加入電話等による市外通話の場合の規定を準用する。

(七) 市外接続通話の種類及び接続の順序については、加入電話業務を共同して行なうことについて、有線放送電話に関する法律第三条の許可を受けた者が、その許可にかかる有線放送電話業務の用に供するための設備を設置する場合には、これを共同して設置することができるることとする。

(八) 有線放送電話業務の用に供する設備と公社の設置する有線電気通信設備との相互接続は現行法で禁止されているが、公衆電気通信法の規定により有線放送電話業者が公社と接続通話契約を締結したときは、その者が設置する設備と公社の設備とは相互に接続するものとする。ただ

(九) 料金はすべて認可料金とする。

し、市外接続通話の範囲は、その有線放送電話設備を収容する電話取扱局のある都道府県の区域内（北海道については、郵政省令で定める区域）

の郵政省令で定める基準に適合する電話取扱局に取容された電話までとするが、準市内電話は含まれない。

(十) 有線電気通信設備を二人以上上の者が、共同して設置する

ことができる場合は現行法で制限されているが、有線放送電話業務を共同して行なうことについて、有線放送電話に関する法律第三条の許可を受けた者が、その許可にかかる有線放送電話業務の用に供するための設備を設置する場合には、これを共同して設置することができるることとする。

(十一) 昭和三十六年度及び三十七年度において、試験的接続通話に關し、公社と有線放送接続電話役務の提供を受けるための契約を締結している者は、改正法施行の時から公

日本電信電話公社は、全国にあまねく、かつ、公平に、公衆電気通信役務を提供する使命を負うものであるが、農山漁村地帯における公社電話の普及については、昭和三十二年有線放送電話に関する法律案可決の際ににおける本委員会の附帯決議によ

る要請にもかかわらず、今なお低調

を免れないため、今回の有線放送電

話接続通話役務の実施等に踏み切ら

ざるをえなかつたのである。よつ

て、政府及び公社当局は、更に一

層、これら農山漁村地帯における本

の通話手段たる公社電話設備の拡充、サービスの改善に努むべきとと

もに、有線放送電話がこれら地帯の

(十一) 料金の連帯支払、返還、損害賠償等について、加入電話等の例に準ずることとす

るほか、関係規定を整理する。

(十二) この法律は、公布の日から六か月を経たる日から実施する。

紙のとおり附帯決議を附して、これを可決すべきものと認決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年六月十二日
通信委員長 本名 武

衆議院議長清瀬一郎殿

[別紙]

公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案に對する附帯決議

日本電信電話公社は、全国にあま

ねく、かつ、公平に、公衆電気通信役務を提供する使命を負うものであるが、農山漁村地帯における公社電話の普及については、昭和三十二年有線放送電話に関する法律案可決の際ににおける本委員会の附帯決議によ

る要請にもかかわらず、今なお低調

を免れないため、今回の有線放送電

話接続通話役務の実施等に踏み切ら

ざるをえなかつたのである。よつ

て、政府及び公社当局は、更に一

層、これら農山漁村地帯における本

の通話手段たる公社電話設備の拡充、サービスの改善に努むべきとと

もに、有線放送電話がこれら地帯の

昭和三十九年六月十四日

衆議院会議録第三十四号

議案に關する報告書

向上発展に果たしている役割の大きな
にかんがみ、一層適切な措置を行
なうべきである。
右決議する。

衆議院会議録第三十一号中正誤

ペレ段	行 誤	正
八全四	末講入代金	購入代金
八全三	元 学級編成	学級編制
九五三	書画鑑點請	圖鑑點請

昭和三十八年六月十四日 衆議院会議録第三十四号

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

定価一部十五円 (大だし長尺郵便料金二十円 料とも)
発行所
東京都港区赤坂美町二番地 大蔵省印刷局 郵局東京支局
官課